

令和6年12月4日（水曜日）

令和6年度南三陸町議会12月会議会議録

（第2日目）

令和6年度南三陸町議会12月会議会議録第2号

令和6年12月4日（水曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	菅原義明君
環境対策課長補佐	首藤周君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
主幹	佐藤美恵

議事日程 第2号

令和6年12月4日（水曜日） 午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。今日もよろしくお願ひします。

今朝の地元紙によりますと、気仙沼市の本吉町前浜というところで、漁船の船外機が5台一度に盗まれているのが発見されたということでございまして、漁業者は気候変動等によって大変な状況の中でこの盗難に遭ったということで、立ち直れないような方も出てくるのかなという感じがしております。注意喚起なり、パトロールを強化する必要があるのかなと感じておりました。

2日目でございます。本日もよろしくお願ひします。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告3番、後藤伸太郎君。質問件名1、さらに子育てしやすい町を目指して。2、スポーツ振興のための施設整備を。以上2件について、後藤伸太郎君の登壇発言を許します。6番後藤伸太郎君。

〔6番 後藤伸太郎君 登壇〕

○6番（後藤伸太郎君） おはようございます。

ただいま、議長から許可をいただきましたので、登壇、発言をしたいと思います。

質問の件名は、さらに子育てしやすい町を目指してということで、町長にお伺いいたします。子育て支援の拡充を目指して、次世代のために優先して取り組んでいくことと、新年度に向けた事業計画をどのように考えているのか伺います。

まず、1点目といたしまして、近年進めてきた子育て支援策とその成果はどのようになっているでしょうか。

2点目といたしまして、さらなる子育て支援の拡充を考えていはいいでしょうか。

3点目、来年度、新年度に開設予定のこども家庭センターの業務内容と体制はどのようにお考えでしょうか。

4点目、町内の子供の虐待、これは増加傾向のままなのでしょうか。

最後、5点目といたしまして、9月議会の決算審査の総括的質疑の中で、子育て世代とよく意見交換をして、今後も必要な施策を継続するという趣旨の答弁をいただいたと記憶しております。では、実際に子育て世代とどのように対話をなさっているのか伺います。

以上が壇上よりの質問です。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

後藤伸太郎議員の1件目の御質問、さらに子育てしやすい町を目指してということについてお答えをさせていただきますが、初めに、御質問の1点目です。

近年進めてきた子育て施策とその成果についてであります。本町では令和2年3月に策定をいたしました第2期南三陸町子ども・子育て支援事業計画に基づき、各種施策を実施してまいりました。子ども医療費や小中学校給食費の無償化、子育て世帯応援券の配布などを実施して、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいりました。また、共働き世帯の増加などに伴い、学童保育ニーズが高まったことを受けまして、志津川地区と歌津地区の放課後児童クラブの施設改修によりまして、定員を30人から40人に増やし、積極的に児童の受入れを行ってきているところであります。

次に、御質問の2点目、子育て支援の拡充についてであります。令和8年度から保護者の就労の有無を問わない、全ての子育て世帯を対象とした保育の拡充として、こども誰でも通園制度が全国一斉に実施されることになります。子育て家庭における孤立感や不安感の軽減と、子供の育ちを応援する本制度実施に向けて、令和7年度においては受入れ態勢の構築等の準備を進めてまいりたいと思っております。

また、令和7年度を計画期間の始期とする、始めですね、南三陸町こども計画を現在策定中であります。策定に当たっては、保護者から子供、子育てに関するニーズや、児童生徒から生活実態等のアンケート調査を行っております。その結果を本計画及び今後の子育て支援策に反映をさせてまいりたいと考えているところであります。

次に、御質問の3点目のことども家庭センターの業務内容と体制と、4点目の町内の子供の虐待の動向は関連がありますので、まとめてお答えをさせていただきます。

本町における児童虐待の相談対応件数は、依然として増加傾向にあります。子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況であります。そのため、令和7年度には児童福祉法に基づくこども家庭センターを設置する予定でありまして、専門的な知識と技術を持った職員を配置、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応を行うこととしております。子育てに関する相談窓口をこども家庭センターに集約することで、町民の方にとって分かりやすい体制にしたいというふうに考えております。

最後に、御質問の5点目になりますが、子育て世代とどのように対話をしているのかについてであります。子育て世代が日頃感じていることや困り事などを意見交換する場として、本年1月と7月に子育てタウンミーティング「しゃべりば」を開催いたしました。ここでは子育て世帯の保護者と支援団体、地域住民、町の職員など、立場の違う方々が同じテーブルで多様な意見を出し合い、また、それが新たな気づきを得ることで、今後の子育てを前向きに捉えようとする雰囲気が生まれております。有意義な場になっていると思っております。子育てしやすい環境づくりに向けた当事者の生の声を聞く貴重な機会と考えておりますので、今後も継続して開催をしていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 私も3期目を務めております。一般質問40回以上は多分やっているんだと思うんですけれども、お手本とまではいかなくても、毎回理想とする一般質問像みたいなものがありますので、それにできるだけ近づけるように、簡明に一つ一つお伺いしていくたいなと思います。

簡明にと言っておいてなんですかけれども、まずはお礼を言うべきかなと思っておりまして、先ほども少し触れましたが、決算の総括質疑では令和5年度子育て支援の拡充ということが主要方針の一つに挙げられておりました。それが大きく進んだ1年になりましたかというふうにお伺いしました。答弁いただいて、なかなか具体的にこれがこう進んだよというお答えは難しいんだろうと思いますが、町民の皆さん、子育て世代とお話をしていますと、変わっていると、少しずつ前に進んではいて、感謝しているという声をたくさんいただいております。まずはこの場をお借りして、ありがとうございますと感謝の意をお伝えしたいというふうに思っております。

行政の皆さんも、町民、子育てしている皆さんも、基本的にはその向いている方向は同じだと思っています。子供の笑顔を望んでいるという1点で、同じ方向を向いていると。肩を組んで、前に進んでいけるはずだというふうに思っております。

そこを出発点として、質問をさせていただきたいなと思いますけれども、まず、1点目、近年、その支援策、具体的にはどのようなことを進めてきて、どういう成果が出ておりますかというお話をさせていただきました。成果という部分に関しての言及はあまりなかったかなと思いますが、経済的な支援、それから学童の定員増といったサービスを提供するという支援があるのかなというふうに思います。1点目と2点目のところで、その第2期の計画、それから来年度からのこども計画というふうなことがありました。この計画に盛り込まれていないことはやっぱりできないという行政上の縛りがあるのか、そのあたりをまず町長に伺います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと前段としてお話しさせていただきましたが、今、後藤議員からお話しidadきましたが、基本ですね、やるか、やらないかということも大事なんですが、それよりも一番大事なことは、それぞれのお母さん方が日頃、自分で悩みを抱えていること、あるいは困っていること、そういうことを意見を出せる場所をしっかりと設けるということが、ある意味言葉は悪いんですが、自分の何というかな、悩みをここで話せたという、そういう満足感につながっていく部分が多分にあるのかなというふうに思いますので、最初の頃に63の要望書を頂戴した際に、やれるところとやれないところはちゃんと明確にしろよという話は担当課のほうにお話をしておりましたが、しかしながら、そういったものをいただくことによって、担当課としてもこういう部分はやりましょうと、これはちょっと無理だよねということを取捨選択しながら、この間を歩いてきたのかなというふうに思いますので、そういう意味におきましてはですね、率直にね、町のほうに御意見をいただいたということは大変ありがたいなというふうに思っております。

なお、ちょっと詳細な部分については、担当課のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 計画自体に盛り込んでいないものを、実際やれるかどうかというお話をございました。

振り返ってみると、この第2期計画につきましては、令和2年度から令和6年度の期間でこれまで実施してきたわけですけれども、この間にコロナ禍があつたり、それから、昨年度に国のほうでこども家庭庁が設立されたりといったところで、その第2期計画の策定するに当たって、想定していないことが多々あったのかなというふうに思っております。その中で、コロナ対応、物価高騰対応ということで、各種給付金をこちらとしては迅速に配布をしてき

たつもりでもございますし、また、こども家庭庁の設立に伴って、国のそういった方針というか、施策をですね、計画には載ってはいないんですけども、それに基づいて実施をしてきたといった経緯がございますので、計画に載っていないから何かできないというふうなことではございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 町長のおっしゃるとおりだと思っていまして、よく聞くのは聞いてほしい。その誰にも相談できずにいたり、または、この制度がちょっとおかしいと思うんだけれどもなと思ったときに、誰に言ったら、どこに言つたらいいのか分からないと。で、もんもんと悩みを抱えてしまうということが、やはり子育てしにくくなというふうに感じる一番の視点だと思いますので、それは5点目の対話という部分でもう少し聞いていきたいと思いますが、ぜひ続けていっていただきたいなというふうに思いますし、町内の子育てしている皆さんはそれを強く望んでいるということを、まずはお伝えしたいと思います。

やれる、やれない、いろいろできる、できないこと、いろいろあるよねというお話をしたので、一つずつ、例えば、こういうのはできないんですかということを聞いていきたいなと思っていたんですけども、1点目と2点目に関連してということだと思いますが、まず、一時預かりですかね。お子さんをお持ちの親が仕事に行く、または仕事に行くとか、病気になって病院に行くとか、そういうことだけではなく、子育てにちょっと疲れてしまった、リフレッシュをしたい、または、たまには美容院に行ってみたい、そういういろいろな利用の理由が想定できると思うんですが、これ始まったというふうに認識していますけれども、どれを聞こうか。どれぐらい利用されているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 町で実施しております子育て支援センターの一時預かりというところで申し上げますと、昨年度は二十数件の利用がございました。今年度に関しては、その数字が少し減って、10件程度になっているといった状況でございます。その前年度で頻度数多く利用した子供さんが保育所に入所されたといったところで、数字のほうは減ってきているといった状況となっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） これあまり、その利用件数は多くはないというふうには聞いているんですが、ニーズがないということとは違うと思っていまして、やっぱりなるべく多くの方に利用できるような体制に少し変えていただく必要もあるのかなと思っておりました。

事前の登録がたしか必要だというふうに聞いておりますけれども、事前登録、もしくはその利用許可の決裁といいますか、誰の判断が必要なのか。聞いたところによると、町長の判断が必要だと聞いたんですけども、そういう状況なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員おっしゃるとおり、事前登録をしていただいて、許可を出してということで、子供さんの安全の確保という観点から、そのような手続をさせていただいておりまして、最終的には町のほうで決裁をして、町長から許可を出すというところにしております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。（「何で町長の名前要るの」の声あり）

○6番（後藤伸太郎君） 親世代のその一時預かりという制度に対しての期待するサービスと、その皆さん方が提供なさっている行政サービスに、そのあたりがちょっと乖離があるのかなと思っていまして、その登録するのに町長の決裁まで要るんだろうかと率直に思います。それよりも今、子供のその取り巻く環境が急に変わって、今日の午後預けたい、もしくはもう今すぐ預けたいということは、子育てした経験のある皆さんならよくあるよねということは分かっていらっしゃると思うんですけども、それにその町長の決裁が必要だという話になると、間に合わないんですね。もうちょっと何かフレキシブルにといいますか、柔軟な対応というのはできないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） ちょっと説明が足りなくて、申し訳ございました。

決裁については、保健福祉課の私のほうでの専決ということにさせていただいておりますので、特にそんなに時間がかかるということではございません。例えば、前の日に、当日でもそういった要件ができたということでお話があれば、子育て支援センターの体制が整つていれば、受入れするということは可能であります。

また一つ、その年齢要件みたいなところもあって、そのあたりいろいろとこれまで御要望とかいただいたところもありまして、現在、1歳6か月からというところの受入れをしているところでございますけれども、そちらについても、今、課の中では例えば1歳というところで、基準を緩和していく必要があるんだろうねというところは話し合っているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） こういった、その細かいところも、そういった「しゃべりば」みたい

なところでも意見交換から話が進んでいくのかなと思いますので、様々な声を拾い上げつつ、聞いていただきたいなと思いました。

子育てしている方々と話ををしていて、その町長決裁みたいな言葉がよく独り歩きするんですよ。その何ですやと、預けるのに町長まで判こ回して、町長の判こないと預けらんねえのかと。だから、どういうルートで聞こえてきたのか分かりませんけれども、そういう不安を抱かせるような、もしくは、その不信感を抱かせるような内容ではない。そのためにも、風通しはよくしておいたほうがいいのかなというふうに思っておりました。

それから、その預かりについても、町内の若い方々、子育てしている世代の皆さんは、土曜日、日曜日に忙しい仕事をしているという方も多くいらっしゃいます。そうすると、土曜日、日曜日に保育機関が開いているとうれしいなということになるんですが、そのあたり預かれ る環境というのはあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 現行の中で子育て支援センターについては、土曜日、日曜日は休みとなってございます。先ほど町長答弁にありましたように、今後、子ども誰でも通園制度というのが令和8年度から事業として導入することになっております。この導入の内容についてはこれから詰めるところがあるんですけれども、その中で、保育所のほうでは土曜の集中保育、そういったところもしておりますので、それが土曜日にこういった新しい子ども誰でも通園制度、土曜日の受入れが可能かどうかというところも含めて、検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 様々な制度を組み合わせつつ、新しく始まる制度にもその役割を担っていただく。今の現状で、土曜日、日曜日を全てずっと開けっ放しというのは難しいということでしょうから、そういった国の制度が始まるのに合わせて、ニーズを拾い上げていくということですね。

では、一時預かりの点から離れて、もう一つ具体的な話を伺いたいなど、もう2点ぐらい伺いたいと思いますが、町長あえてお伺いしますが、産科、婦人科、これ南三陸病院でというのは、やっぱり実現は難しいですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そういう要望がね、かねてよりあるのは十分に承知をしておりますが、実態として産科の先生数少ない含めて、小児科も含めてですね、なかなかそこの再開をする

と、いわゆる常勤医として再開をするというのは、これは非常に難しい。多分仙南のほうでもですね、仙南中核でさえ、なかなかその産科というのは難しいということですので。これね、実は難しいのは仙南中核病院で産科をやらないとなると、基本出産は中核病院でやって、普段かかっているのは民間の産婦人科の先生にかかる。で、出産のとき、中核病院に行くということになるんですが、中核病院がそういう状況になると、民間の産婦人科の先生方も高齢化になっていますので、産科までは面倒見られないということで、産婦人科の開業医の先生方が廃業という方向ということで、大変厳しい状況にあるということは、これ実は何で私こんな話するかというのは、仙南中核病院の管理者が大河原の齋町長なんですよ。齋町長からもこの辺のね、問題について、ずっと私もお話を伺っていて、あの仙南でさえそういう状況なのかと考えたときに、仙南でさえもいわゆる産婦人科の先生確保できないという状況でございますので、当然、産婦人科と小児科というのはセットでやっておりますので、複数の先生方が集まって産婦人科というのを形成しておりますから、1人の先生がいれば産科ができるとか、小児科ができるという状況ではないということだけは御承知おきをいただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） これ町長よく私が子育ての話すると、その63条の要望書の話を出すんですけども、そこにもね、重点要望ということで、イの一番に書いたような記憶がありますけども、現実難しい、人いないんですから、どうしようもないよねということで、これはやっぱり説明されれば、ある程度分かると思うんですよ。

じゃ、目的は何なのかというと、安心して子供が産める、もしくはその出産できる状況を少しでもつくるということですよね。理想は近くに産婦人科ある、それは理想ですよ。それは無理だ。じゃ、どこに行くのかといったら、遠いところに、遠い産婦人科に行くわけですよ、隣町、隣の市とかに。じゃ、そこに行く足、もうおなか大きくなつたお母さん、ママは当然その家族でサポートするということも必要だと思いますけれども、どういう状況になるか分からない。そうしたら、その足を面倒見てあげる。何か言葉によれば、その陣痛タクシーとか、そういう言葉もあるそうです。ですから、町として病院を持ってくるのは難しいですよと。ただ、病院に行くまでの手当は何がしかの手当なり、面倒見ましょうよと。そういう発想もあってもいいのかなと思うんですが、そのあたりどうお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、病院事務長、今はやってないんだっけか、産科とあの日赤と連携つ

て。

前ね、実はね、前、中村先生という方がいて、婦人科の先生なんですよ。この方がこちらからいろいろデータを日赤のほうに送って、出産のときだけは日赤でお願いしますねというやり方をしていたんですが、中村先生も退任をしてしまったということで、そういう連携そのものが今できていないんだな、できていない状況。ですから、今、いざ出産のときにそういうお悩みを持つというのは当然だと思います。今のお話については、これはちょっとこちらのほうでも検討させていただきたいというふうに、実際に出産のときに家族がいればいいんですが、そうでないというときにやっぱり一人で不安に思うということもありますので、その辺はこちらのほうでも、改めてこちらで検討させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） その家族のサポートという話を出しました。子供を育てる、出産の近辺もそうですけれども、その育休という考え方があると思います。当然、その出産というのは女性の方がするものですけれども、その伴侶となる方が仕事を長期間休んだりという、この育休ですけれども、町内ではその取得の割合、取得の件数というのは非常に低いというふうに聞いております。ですから、ただ、もう制度としては育休取らせなさいよということになっているはずですね。ですから、そのあたりの指導といいますか、行政側から、そう、その子育てしやすい町を目指していきたいので、育休を積極的に取らせるように何とかお願いできませんかというようなことを働きかけるという必要もあると思いますが、このあたりはどうにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ここはね、働きかけるのはいいです。実際問題として、この問題随分前にもこの話がありまして、その育休の件について、民間の企業の方々、経営者の方々にちょっとお願いした経緯があるんですが、実際に零細、中小の企業の方々が育休で男性がね、休むということについては、なかなか許可を出せないというお話はいただいております。現在、実質、今、役場の中で育休で休んでいるのが一人、男性でいますが、なかなかそれ以外で育休を取得するということは、なかなか現状としては少ないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） やっぱり自分が休んでしまったら、ほかの同僚に迷惑をかけるかもしれない。または重要な何か仕事をやっている最中で、言ってみても自己都合ですから、家庭の事情でほかの人に迷惑はかけづらい。また、給料の面とかでも不利になる。いろいろそ

障害はあると思うんですけども、ママさんたちとお話ししていたら、何も半年とか、1年とか、丸々ずっと休む必要ないですよと。いつも5時、6時に帰ってくるのが、例えば3時に帰ってきて、子供をお風呂に入れてあげる、お迎えに行ってあげる、これだけでも大分違うんだと。その時短育休とでもいいましょうか。子供を育てているこの1年間はずっと休み続けるんじゃなくて、毎回、例えば午前中で帰してくれとか、早めに早退させてくれとか、そういうふうな取り方でも、全然子育ては助かりますよというようなお話をいただいていました。こういうの聞いてみないと、私もちよつと分からなかつた部分ではあるんですけども、そういった働きかけるかどうかというのは分かりませんが、そういう在り方もあるのかなというふうに思いますので、育休そのものに対しての、その社会的なネガティブなイメージも変えていく必要があるのかなというふうに思いますが、どうお考えでしょう。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、お話ししましたように、民間の方々に私のほうからぜひというわけにはなかなかいかないということは、これは御承知おきをいただきたいというふうに思います。役場という組織の中で、その考え方については総務課長のほうから答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） おはようございます。

今、後藤議員お話しされたように、近年そういったネガティブな意見というのは徐々に少なくなってきたいるのかなとも思いますし、ただ、そこは民間はちょっと承知はしていないところなんですけれども、少なくとも役場庁舎内に関しましては、仕事も大事だけれども、子育てはもっと大切だよねというふうな意味合いで、今年度、男性1名、総務課育休取っているというふうなところでございます。

今お話あったように、時短というふうな考えは非常に町の政策としてもですね、今後、育休に対する重要な施策になってくるのかなというふうに今思っておりました。ちょっとその辺も含めながら、推進というふうな部分は図ってまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 2件続けて前向きな答弁をいただきましたので、恐らく今日職員の方も何か傍聴されていますけれども、ネットで傍聴されているママさんたちもいるのかなというふうに思いますので、そういった希望的な言葉を聞けると喜ぶのではないかなというふうに思っております。

もう一つだけ、病院に関することなんですけれども、小児科にかかる子供さんというのは当

然ですけれども、泣いたり騒いだりするわけです。で、待合室があります。親は当然その周りにはほかの患者さんがいらっしゃいますから、気を遣う。けれども、南三陸病院のことですと、子供用の待合スペースというのは今はなかなか確保できていない状況があります。構造的な、その建物の物理的な問題があって、広い待合スペースでというのはなかなか難しいというふうに聞いてはおりますけれども、ちょっとでもその子供の気をそらせるような、泣かないようにというか、今は何かすぐそのスマホを与えてというか、スマホを見せて、気を引いてということをやっておりますけれども、やっぱり周りの方とすぐ近くなんですね。子供さんが待っているスペースと、その隣にはもうお年寄りが身体の不調を訴えて待っている、診察を待っているというののすぐ隣なので、何かそういったものであるとか、例えばテレビであるとか、例えばおもちゃであるとか、例えば座れるような畳のスペースであるとか、そういうものを用意してあげられたらなというふうに希望するのですが、そのあたりは難しいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事務部事務長（佐藤宏明君） これまでも同様の御質問を何度か頂戴しております、そのたびになかなか前向きな回答ができていないというのが正直なところでございまして、今、議員おっしゃるとおりですね、やはり構造的なちょっと問題があつてですね、なかなかその有効なスペースを確保できないというのが現状でございます。ただし、そういう声もあるということと、先ほどもありました「しゃべりば」等を通じて、何か改善の声もいただいているということで、今年度からの取組ということで社会福祉協議会の御協力をいただいて、病院ボランティアさんの配置をいただいているというようなことで、できることからですね、改善に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） この前言ったと思うんですけども、やっぱり町民の感覚からするとですね、病院があって、ケアセンターが一緒に大きい建物の中に入っているわけです。そこに、2階に子育て支援センターがあるんですね。病院で診察を待っている子供が騒いで、気を遣っちゃって病院に行きづらいな、迷惑だと嫌な気持ちになってしまふ。ただ、何でしょう、1分歩けば、その2階に子育て支援センターがある。だから、そこで待たせてもらって、自分の番が来たら、ピー、ピー、ピーとベルか何かで呼び出してもらってみたいなことができたらいいのになというのはやっぱり思ってしまうんですけども、やっぱりそういうのは難しいですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） その部分につきましては、なかなか突然の御訪問というとなかなか対応し切れないというところがありますけれども、事前にこの日が健診というのは分かっておられると思いますので、お話をいただければ、こちらとしても柔軟に対応できるのかなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、3点目、4点目に移っていこうかなというふうに思います。

3点目と4点目が関連があると私は実はあんまり思っていなかったんですけども、家庭でのその問題といいますか、課題に対応するための、要は虐待予防、虐待に対しての対応をするためのこども家庭センター新設という認識でいいんですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 幅広く申し上げますと、子供の健やかな成長を支えていくというところは大きなところであると思いますけれども、その中で、昨今、その虐待という件数も伸びておりますし、そういったところの対応をしっかりと行わなければいけないというところで、こども家庭センターがという取組が国で制度化されたものでありますので、当然、虐待だけではなくて、例えば、今、子供の貧困とかヤングケアラー、そういったものも含めて、あるいは母子保健、健診からそういったものも含めて、トータルでの相談対応ということで捉えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうですね、設置される、こども家庭庁もできて、設置されるということは聞いたんですけども、具体的に何をするところなのというのが、まだできていないですから、具体的なことをどこまで言えるのか分からないですけれども、せっかくつくるんですから、今、町の中である子育てに関する課題感、そのネックとなっている部分が、せっかく設置するんですから、解消されたほうがいいわけですよね。そうすると、その最優先課題が虐待の件数を減らす、虐待の予防をするということで、それ以外のことを見ますよということになるんですかね。

新しい部署を設置して、誰が何人配属されて、予算がどれぐらいでというのも聞こうかと思ったんですけども、そもそも設置される目的というのが何でしょう、虐待絡みといいますか、そこへの対応するための部署という認識でいいんですかと聞いたら、幅広く見ますみたいな答えだったので。幅広く見る、何なんですか、その組織は。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 一つ大きなところで虐待の対応を図っていくというところでございますけれども、今、保健福祉課の中では、児童福祉を所管している子育て支援係、それから母子福祉を担当しております健康増進係、この2つの係が連携をして、そういった虐待の対応をしているところでございます。

子育て支援係でも、虐待以外の当然、虐待対応以外の業務というものもございますので、イメージとすれば、子育て支援係のいわゆる要対協を含めた児童虐待防止の事務をこども家庭センターに移行する、それから、健康増進係で所管している母子福祉の業務、これも当然幅広いんですけども、その中で虐待の芽を摘むことのできるような業務をですね、こども家庭センターに移行していくといったイメージで捉えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） これ以上聞かないほうがいいような気がしてきましたけれども、イメージはですね、ちょっと素人というか、分かりやすいイメージでいうと、こども家庭センターができることで、子育てに関するることはそこでもうワンストップで窓口になって、子供のことをもう保育料のことであろうが、入園のための手続であったり、予防接種であったり、虐待の相談であったり、そういうものは何でもそのこども家庭センター、子供と家庭のことはこのセンターにどうぞお任せください。組織として大きい、今までいろんなところで分かれてやっていたことを横断的に、センターが子育てに関しては子育てセンターですということだから、組織としては大きくなるのかなと思っていたんですね。

でも、今お話を聞いたら、今2つに分かれている係のそれぞれの仕事を抽出して、もう1個別なセンターをつくって、そこに今までこっちの係でやっていたことを任せるということですから、組織もっと細かくなっちゃっているじゃないですか。そういうものなんですね。分かりました。

課長にね、課長がやれと言ったわけでもないでしょうから、責めてもしようがないんですけども、でも、先ほどの町長の答弁だと、虐待予防も含めて漏れなく対応するよと、切れ目なく対応するよと、そして分かりやすい体制にするよというようなお答えはありましたよね。ですから、そこを期待したいです。そのママさんたちが先ほどから何度も言っていますけれども、誰に相談しようかな、どこの何課なのかな、分からしないな。けれども、子供のことだから、こども家庭センターでいいんじゃないと思えば、そこに1本電話をして、で、まあ、実際に対応するのはそこの課の職員ではないから、ここにおつなぎしますよということはあ

るかもしれませんけれども、そういうその窓口として分かりやすくしていただくということをずっと期待して、来年度から始まる、去年ぐらいから一般質問するたびにですね、こども家庭庁ができるとかって、何かさも立派な組織できるのかと思ったら、何かちょっとイメージと違うなと今がっかりした部分もありますので、町長にお伺いしますが、そういう分かりやすい体制を目指して設置してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどね、課長の立場でちょっとお話ししてですが、先ほどの答弁でお話ししたように、子育てに関する相談窓口、これについては家庭センターを集約することで、ここなんです、町民の方にとって分かりやすい、そういう体制にするということの答弁をしておりますので、そういう方向性で多分保健福祉課のほうも進んでいくんだろうなというふうに私は認識をしておりますが、その件について補足的に説明があれば、保健福祉課長からどうぞ。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 繰り返しになりますけれども、母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営していくことによりまして、妊産婦や乳幼児の健康管理から児童虐待の予防、対応まで、幅広い支援を切れ目なく提供するというのが、このこども家庭センターの趣旨であろうというふうに思います。

例えば、妊婦健診での際に気になる点があった場合に、その中で、このこども家庭センターには、例えば保健師、それから社会福祉士、精神保健福祉士、そういった専門職を配置することになりますので、そういった専門職同士の連携によって、出産後のそういった支援計画、サポートプランをしっかりと立てた上で出産をしていただくと、そういったことで安心して子供を産めるような環境づくりをつくっていくと、そういったところが趣旨なんだろうというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 分かりました。なかなかママさんたちに説明するのが難しいんですが、今覚え切れないですし、ただ一つだけ申し上げておきますけれども、もしこども家庭センターができたのに、かえって分かりづらくなつたという声が聞こえたら、行きますからね。よろしくお願いします。

子供の虐待に関しては非常に悲しいことですし、町全体で、社会全体として考えていかなければいけないことだと思います。

一つ、11月というのは防止月間だったんですね。マチドマでそのオレンジリボンの運動とかを展開していただきて、議場でも、委員会報告でも申し上げました。早速大々的に取り上げて、取り上げてというか、今までよりはその周知が分かりやすく取り組んでいただけたのかな、ライトアップなどもしていただきて、非常に感謝したいなというふうに思います。

町長、先ほど最初のほうにもおっしゃっていましたが、何ていうんでしょう、様々なストレスが子育て、子供といふるという場合には当然あります。なかなか言つても言つて聞かなかつたりとか、子供には子供の悩みもあって、それを言つて聞いてもらいたいというときに、そういう行動に出てしまうことがあるのかなと。要はストレスがなければ、恐らく起きないんだろうなというふうに思ひますから、そういう意味で親世代のそういう不満とか、不安とか、そういうのを解消するためにも、5点目で今からお伺いしますが、「しゃべりば」のような意見交換というのが、非常に重要なのかなというふうに思つております。

「しゃべりば」に関しては2回開いていただきて、皆さんにも足を運んでいただきて、大変有意義な会だったというような報告がありましたけれども、子育てをしている本人たちもそうですし、それを支援している民間の団体の方がとても尽力していただきて、お膳立てをしていただきて、場をつくっていただいたと、そこにもまた私としても感謝したいなというふうに思ひます。これは継続して、有意義で貴重な機会であるから、継続してやっていきたいというようなお話をしました。例えば、町長が参加するということはないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この場所に私がまだ、2回やっていますが、参加はしてございません。

日程等の都合さえつけば別に構いませんが、実はこの間、社会福祉協議会の小さな社協の何だっけ、フォーラムあって、そのときに子育てのお母さんから、都合を見て町長と意見交換したいという話ありましたので、多分これ「しゃべりば」なのかな。次回は、だからそういう意味で「しゃべりば」の場所に私も出て、お話を聞きする機会がというふうには思つております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1件目についてまとめていこうかなというふうに思つておりますけれども、やっぱりどこに相談したらいいかなという不安があつた、家庭、子育ての環境、意見交換の場がないな、欲しいなと。それを実際に実現したんですね、この町のママさんたちは。お分かりだと思うんですけども、改めて念のため申し上げておくと、対立構造をつくろうという意図は全くこちらにはなくて、要は何でしょう、ここがおかしい、ここを変えろとや

り玉に上げてですね、何でできないんだと攻撃したいという気持ちはさらさらない。一番最初に申し上げましたが、我々同じ方向を向いて、子供の笑顔を守ろうよ、子供の笑顔を望んでいる、同じ向きを向いている仲だというふうに思っていますので。ただ、役割が違うと。行政の方にできること、できないこと、民間にできること、それを聞きたいわけですね。行政の皆さんにやってほしいなと思っていることを、こういう理由でできないんですよ。そこなら、私たちがこういうふうに手伝いますよという改善策を出すところまで持っていきたいと思いますので、思っている、思っているんですよ。私ではなくて、その皆さんは。ですから、そういう場をですね、クレーム処理の場だとか、そういうふうに思わずには、対応の窓口は開いたままにしておいてほしいなというふうに思っております。

もう一つ、昔は男性、父親が外の仕事に行って、母親はお家で家事をやったり、子育てをしたりということが一般的ではありました、今はそれでは生活できない、生活していく世の中になってきたなと思っています。共働きをしたい世帯が増加して、また、おじいちゃん、おばあちゃん、祖父、祖母とは同居していない家庭というのも増加しています。一方で、町内の企業というのは慢性的な人手不足です。そういう若いうちの手を求めていました。ですから、子供を預けて働きたいと思っている若い世代を応援するというのは、町の経済的なその発展を考えても、理にかなうことだというふうに思っています。また、その子供を預けるということになれば、そこには人手が必要ですから、そこに新しい雇用も生まれる。引退した方が自分が自分の孫のような世代の子供と触れ合って、元気をもらう。そういう好循環が生まれると、いいのにな。そうすれば税収も上がって、何でしょう、103万円の壁で減収するみたいな話もありましたが、そういう意味でいうと、いい循環が生まれていくのかなというふうに思っています。これは私が思っているのではなくて、ママたちがそう言っていました。ですから、そういう思いを酌み取ることも家庭センターなどのかなと思っていたんですけども、ちょっとそこは微妙なところだったんですけども、そういう思いがあるよということを町長にお伝えしたいと思いますが、町長はどうのようにお答えいただけますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） よくあるように、組織つくって、それで終わりということでは、全くそれは意味をなさないというふうに思いますので、先ほど申しましたように、いわゆる一元的に解決できるような、そういうシステムになればいいというふうに思いますし、これも後でゆっくりと保健福祉の担当のほうともいろいろ意見交換をさせていただきたいというふうに思います。

先ほどお話をありましたようにね、共働きのね、子供たちをどう面倒を見るのかということについては、まさしくこれは古くて新しい問題です。ずっと昔から、この問題については取り上げられてきました。しかしながら、少しづつであります、そういう改善といふは随分進んできたといふに思いますが、かといって、今でそれがベストかと言われば、決してベストではないといふに思っておりまますので、そういう改善をめざすかということについては、不断の努力ということ、あるいは不断の取組ということは今後とも継続していく必要があるといふに思いますので、今後とも様々な子育ての要望、あるいは、何ですかね、考え方みたいなものについては、我々のほうにお伝えいただければといふに思いますので、よろしくお願ひしたいといふに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） では、1件目につきましては終わりまして、質問もう1件ございました。

そちらの質問に移らせていただきます。

スポーツ振興のための施設整備をということで、町長、教育長にお伺いいたします。

町内の体育施設は、老朽化も進んでおります。計画的な整備が必要だといふに思いますが、どのように進めるのか、お考えをお伺いいたします。

まず1点目、ベイサイドアリーナ、スポーツ交流村がありますけれども、主にメインアリーナのことを想定しておりましたが、照明を交換する必要はないでしょうか。

2点目といたしまして、同じくベイサイドアリーナで工事が進められております。その進捗状況と、今後新たにベイサイドアリーナをどのように整備していくのか、計画をお伺いします。

3点目、そのためには財源が必要だといふに思いますが、財源の確保はどのように考えているでしょうか。

4点目、そのベイサイドアリーナの駐車場のスペースに新しく仙台89ERSの御協力いただき、バスケットコートができました。その利用の状況をお伺いいたします。

それから、5点目といたしまして、平成の森では昨年芝枯れが発生して、修繕作業に追われているといふに聞いておりますけれども、予定どおり使えるようになるのか、修復できているのか。

以上の点について、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の2件目の御質問、スポーツ振興のための施

設整備についてですが、私からは3点目、施設整備に係る財源の問題についてお答えをさせていただきたいと思いますが、それ以外については教育長から答弁をさせたいと思います。

これまでの体育施設整備に対する財源といたしましては、活用できる国庫補助制度等がないため、主に過疎対策事業債、合併特例事業債及び緊急防災減災事業債等の事業費に対する充当率及びその後の元利償還金に対する交付税措置率の高い地方債を発行しながら、施設の改修工事を行ってまいりました。

現在、実施しておりますベイサイドアリーナの工事につきましては、当該施設を避難所に指定をしているということもございますので、避難所としての機能強化が必要だということでありましたので、県の同意を得た上で緊急防災減災事業債を発行することで、事業を実施しているというところであります。

今後においても活用可能な補助制度を模索するとともに、後年度の負担が過大とならないよう、事業費に対する充当率及びその後の元利償還に対する交付税措置率の高い地方債を活用しながら、計画的に施設の改修等を行ってまいりたいというふうに考えております。

続いて、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私から後藤伸太郎議員の2件目の御質問、スポーツ振興のための施設整備についてお答えいたします。

初めに、町内のスポーツ施設については、施設整備からスポーツ交流村は27年が、平成の森野球場及びレストラン棟は34年が、長期滞在施設、いわゆる宿泊棟は30年がそれぞれ経過しており、いずれの施設においても施設整備の老朽化が著しいところであり、昨年度に策定いたしました社会教育関連施設長寿命化計画に基づき、計画的な改修等により当該施設の長寿命化を図っていく必要があると認識をしております。

まず、御質問の1点目、ベイサイドアリーナの照明の交換についてであります。議員御承知のとおり、経年劣化等による不点灯により照度が低下している状況にあり、御利用の皆様に御不便をおかけしておりますことに、大変申し訳なく思うところでございます。

このような中、照明市場では環境負荷の低減を目的とした世界的な取組により、主要メーカー各社において蛍光灯や水銀灯、HIDランプといった従来品の製造終了が発表され、いわゆるLED照明への切替えが急速に進んでいるところであります。

ベイサイドアリーナの照明器具につきましてもこれに該当するもので、先ほど申しました長

寿命化計画においても、施設運営上の支障改善として優先順位が高いと位置づけられております。

教育委員会といたしましては、町内のスポーツ施設における照明施設の更新は可及的速やかな対応が求められる喫緊の課題であると認識しておりますことから、新年度予算に反映できるよう、必要な調整に取り組んでいるところであります。

次に、御質問の2点目、ベイサイドアリーナで現在行われている工事の進捗と今後の整備計画についてお答えいたします。

令和6年度南三陸町スポーツ交流村整備工事として、本年6月会議において御承認を賜り進めております現在の工事ですが、11月末時点の進捗は約50%と伺っております。既に施設西側となる文化交流ホール側の会議室や和室、1階と2階のトイレにつきましては供用を開始しているところであります。現在はトレーニング室側のトイレ、シャワー、空調設備等の工事が行われているところでございます。

今後の整備計画につきましては、長寿命化計画の計画期間であります今後10年の間に、設備を除く建物本体のみの概算事業費として、スポーツ交流村にあっては12億円、平成の森にあっては4.5億円といった大規模な改修が見込まれておりますことから、まずは機械設備類の全体調査を行うなど、大規模な改修を見据えた調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目、施設整備に係る財源の確保についてであります。先ほど町長から答弁がありましたとおり、教育委員会といたしましても、補助事業等の有効活用をできるよう必要な情報収集に努めてまいります。

次に、御質問の4点目、新しく整備したバスケットコートの利用状況についてお答えいたします。

本年9月28日に完成セレモニーが行われ、供用を開始しておりますバスケットボールコートにつきまして、仙台89ERS様との連携により、仙台89ERSバスケットゴールプロジェクトの一環として整備したものであります。このコートは、公園のように誰もが気軽に利用することができるよう予約不要としておりますことから、利用状況について具体的な数字を申し上げることはできませんが、供用開始以後、子供たちから大人まで多くの皆様に御利用いただいている様子を、私自身も確認をしております。

最後に、御質問の5点目、平成の森の芝の修復についてであります。昨年度に発生いたしました平成の森野球場及び多目的運動場の芝枯れによる回復作業により、町民をはじめとした皆様に長期間にわたり御不便と御迷惑をおかけしておりますことに、改めておわびを申し

上げます。

本年9月の決算審査特別委員会において、教育委員会事務局長から御説明いたしましたとおり、指定管理者において、芝が生えていない箇所の枯れた根っこやコケを取り除く作業等を行い、10月上旬に種をまき、その発芽を確認しているところでございます。今後は例年に同じく冬期の養生期間となり、消毒や肥料の散布、雑草の除去等を繰り返しながら養生し、しっかりと根づくよう管理してまいりたいと考えております。そのため、この後に予定される補正予算に関連費用を計上しております。この冬期を乗り越え、新年度にはこれまでどおりの青々とした芝生の下で利用開始を目指し、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境対策課長に代わり、環境対策課長補佐が着席しています。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 施設整備、ハード面での整備を中心に今回はお伺いしていこうと思っておりました。

全体像としては、様々な施設があります。学校の体育館とかまで含めると、数々、たくさんのものがあると思うんですけども、震災の影響を受けなかった施設も結構多くありますので、その建設されてから大分年月がたっていると。年月がたてばたつほど、やっぱり年間の維持管理費用コストというのはどんどん増大していくということがあります。でも、建て替えるとなったら、また莫大な予算が必要であって、長寿命化計画を策定しつつ、計画的に修繕をしていくんだというお話をありました。

1点目からお伺いしていきますけれども、ベイサイドアリーナのメインアリーナの照明に私が直接気づいたのは、先日、いのちめぐるまち学会というのが体育館で行われまして、日中だったんですけども、中に入りました。で、展示といいますか、皆さんの発表を見学していましたんですけども、ふと上を見上げるとですね、切れている電球が、皆さん御存じです、1基、2基じゃないんですよ。具体的にいうと、高い天井に水銀灯ですかね、あれは、大きい円形の照明が3つまとめてついているんですね、3基。それが4列、5列あるので、3掛ける20で60基あるんですね、照明自体、私数えたところによれば。そのうち、11基について

いないんです。たまたまその日調子悪くてつかなかつたのか分からないですけれども、後日、これ要は日中ですから、まだそんなに暗いという感じもしなかつたんですけども、夜間とか、球技とかをなさつている町民のバレーとかね、やっていらっしゃる方々が大丈夫かなと思って、夜行ってみました。照度計というやつ、その明かりのルクスという単位で測るんですけども、それを持って体育館にちょっとお邪魔しまして、調べようと思ったんですけども、30基消えているんです、今度は。それで、えっと思ったんですけども、それは聞いたら、夜は逆に全部つけると明る過ぎるので、3分の1の照明を落としてやっています。だから、3分の2の照度ですというふうに聞きました。全部つけると料金もちょっと上がるということなので、そこはその利用されている方の選択だったのかなというふうに思うんですけども、だから、60基あるうちの3分の2ということは、普通は40基なんんですけども、30基消えているので、30基しかついていないですね。

ちょっとそのあたり調べたら、何ていうんでしょう、素人が調べていますから、正確な数字かというのはちょっと分からんんですけども、スポーツにおけるその推奨照度、照度というのは明るさの度合ですね、照明の度合が大体どの競技、球技も300ぐらい、最低でもないと、トレーニングとかは向いていないですよということらしいんですね。推奨照度は300。

で、調べたら、一番明るいところ、一番こここの照明が一番明るくついているなというところの真下に行って測った数値が265で、端っここのほう、体育館の端っここの照明から外れていますから、端っここのほう暗いんですけども、端っこに行くと80とかなんですね。そのアリーナに入る前の、外の真っ暗な中での街路灯の真下に行って測ったって、170あるんですよ。それの半分しかないんですね。その数値でどうのこうのということではないのかもしれないんですが、球技とか、もしくは格闘技、格闘技の大会があるかは分かりません。柔道とか、剣道とか、そういうものをやる、もしくはその大会を開くみたいな場合には、ちょっと心もないというか、基準に達していない数値だったのかなというふうに思いました。

なので、これは早急に改修する必要があると思うんですけども、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） スポーツ交流村のアリーナの照明ですけれども、あそこの照明はHIDランプということで、メタルハイドランプという種類のランプ、電球でございまして、それが60灯、個別で一個一個見ると60灯あって、そのうちの現在17が消えているという状況でございます。やはり、今、議員御指摘のとおり、照度についてはどうしても球が切れてい

るということは、落ちるということには当然だと思っておりますが、実際、私も測っておりませんでしたので、そういうふうにスポーツをする上での必要なルクスに達していないということを、実際測ったらそうだということを大変重く受け止めております。

答弁でもございましたけれども、今回の各施設のトイレ、空調等の設備等の工事を優先的に行っております。これは水回りがまず大事だということで、そちら側を優先して、照明のはうはその後ということを計画はあったところでございますので、その照明につきましては、次の議会、次のこの予算のときには取れるように、委員会内でも、さらには町当局とも検討して、進めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） そうですね。最優先でやったほうがいいんじゃないかなと思います。

先ほど、避難所としてもという話ありましたから、災害時にその体育館の明かりをこうこうとつけるかどうか分かりませんけれども。また、何ていうんでしょう、家庭の電球みたいに、ちょっと壊れたなとすぐ交換するというわけには、あの高さですから、専門的なその技術、予算も当然必要になると思いますので。ただ、使っている方々は恐らく今夜も使うでしょうし、あしたも使うと思うんですよ。ですから、不便を強いているということですので、そのあたりは十分に意を用いていただければなと思いました。

今、お話を聞いたら、17基消えているんですかね。私見たときは、むしろ調子よかったです。11基消えていると思ったんですけども、17基消えていたんですね。

ちょっと今、今思いついたことなので、お答えいただけるかどうか分かりませんが、60灯あります。全部つけると、1時間300円なんですよ。3分の1消すと、200円なんですね。でも、今自動的に17基消えているんですから、何ぼ頑張ったって、3分の1ついてないんですよね。でも、全部ついている人から300円もらっているんですよね。おかしいんじゃないですか、これ。そこまで言うと、どうなるか分からないですけれども。だから、明るい全灯点灯って料金払っているのに、実際は自動的に3分の1消えている。3分の1消してってお願いしたら、今度半分消えているし、3分の1、3分の2消してと言ったら、ほとんどついてないということですよね。で、料金は当たり前にもらっているという話になっちゃうので、何かちょっとどうかなというふうに思いました。

そこも含めて、最優先でやっていただきたいというふうに思います、お答えいただけることがあればお願いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 料金体系につきましては、指定管理者等々の話合いもありますけれども、事実、これまで児童、子供たちの料金を途中で変えるということもございましたので、このように照明がそもそも全部そろっていないのに、さもついているかのように料金をちょっと取っていたというところについては、やはりこれは議員御指摘のとおり、ちょっと照明の数が少ないというところでございますので、こちらについては指定管理者等とも話を進めたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1点目につきましては、そういった部分が恐らく町内でスポーツ含め、イベント等で使われている方も気にしていらっしゃる方いると思うので、直しますよ、直しますと言っていましたよというふうにお伝えして、安心していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

2点目は、ベイサイドアリーナはその工事が進められていて、進捗については分かりました。大体予定どおりという認識で、よろしいですかね。今後、やっぱりその老朽化にどれぐらいのコストがかかるのかというのを、幾らかかりますかというのを聞こうと思いましたら、もう既にお答えいただきましたので、向こう10年間で12億円、もしくは4.5億円ぐらいの予算措置が必要になる改修が来るだろうということでありました。これは負担しながら、負担しながらというか、その予算をかけながら長く使っていくという選択か、もしくはもう取り壊しちゃうという話か、どっちかだというふうに思っております。そのためには予算が必要になってくるというふうに思いますが、先ほど町長にお伺いした財源については、やっぱりこの教育関連施設に対して、国から改修の費用を補助しますよとか、そういう財源はない。これ全国的なものでしょうから、しようがないのかなというふうに思いますけれども、町債を中心に借金をしながら、その中でも有利な利率のもの、有利な条件のものを利用していくよというようなお話をされました。

一方、たまに財源として出てくるですね、みやぎ環境税というのもあるんですけども、これによってLED化にしますよみたいな、町内の公共施設の一部をLED化しましたみたいなことが毎年大体決算書に上がってきたりするんですけども、ちょっと予算規模がちょっと大分違うかもしれません、そのアリーナの改修、その17基消えているやつを改修するのに、その環境税を充てるとかですね、そういったことは考えられないのか。恐らく無理だと思いますけれども、環境税を頂いて、何年か頂いて、基金に積んでおいて、いずれ大きい金額にして大規模に改修するとか、そういうことはできないのか、ちょっと聞いてみたいと思

いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、私のほうから財源等についてお話をさせていただきます。

ただいまのお話あった、例えば今お話のあった水銀灯十何基が、その財源ということになれば、今、お話しされたみやぎ環境税の単年度、単年度の交付金で賄えるというふうには思っております。ただ今後、老朽化対策ということでお話のありましたスポーツ交流村12億円、平成の森4.5億円というふうな話ありましたけれども、その部分につきましては、これまでの有利な起債もそうなんですけれども、国庫補助事業等も申請しながらというふうなところでございます。

今、こういった体育スポーツ施設の国庫補助というのは非常に乏しいというお話もありましたけれども、実際そうで、スポーツ庁の補助金、スポーツくじの財源とした補助金が、見渡すとそれぐらいなのかなというふうなところでございます。

ただ、その中に脱炭素社会への推進というふうな部分で、今後の再生可能エネルギー等の整備、あとはCO₂排出減に寄与する整備というふうな部分もありますので、そのほか国土強靭化といった部分のメニューも包含されているというふうなところでございますので、今後、教育長答弁ありましたように、長寿命化計画の計画の中でですね、そういった財源も活用しながら事業を推進していくことになります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 何というか、スポーツが観光につながるといいますか、外への発信につながるということもありますし、また、最近その教育という面でいければ、子供たちの体力の低下みたいなことも言われていて、肥満な児童生徒が割合として増えてきてしまっていると。それは震災のときのスクールバス等にも、もしかしたら遠因があるのかなというふうにも思いますけれども、そういったことは、施設があるからすぐにみんなメタボが治るかといったら、そんなことはないんですけども、ただ、やっぱり町として力を入れていってもいい部分なんだろうというふうに思いますので、様々な財源を駆使して、改修に当たっていただければというふうに思っております。

4点目ですね、バスケットコートについて。当然、何ていうんでしょう、カウンターがあつて、今日は何人来ましたとかということは押さえていないと思うんですけども、何でしょう、結構遅い時間、遅い時間というか、日が落ちるぎりぎりぐらいまで、皆さんのが有効に使

っていらっしゃる。だから、考えてみれば、なかつたですよね、町の中に。これぐらいバスケットの人口といいますか、やる人がいたんだなというふうに驚いた部分もあります。

一つ、例えば、アスファルトの上で、バスケットボールって結構大きくて重いです、ボールをつくと音も響くのかなと。そういう騒音の問題とか、また、フェンスで囲ってありますけれども、その安全面で何か配慮が必要なことが実際にあったりとか、何かそういう課題点というのは今のところは見えて、報告等は上がっていないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） このバスケットコートについては、アスファルトの床、床というか、つきますので、そこについてはそれにふさわしい、アスファルトの中についてはそういう整備を行っております。

それから、安全面についても、ああいうふうに3面を囲っておりますので、大丈夫かなというところでございます。

課題というところで見えているのは、やはり夜、今のところは遅くといつても、常識的なところであるんですけども、車のヘッドライトをつけて、そして明るくして、今ある照明だけではやっぱり暗いんだと思いますけれども、駐車場の車を近づけて、ライトをつけてやっているという姿も見ましたけれども、今は常識的なところで行われているなというところでございます。

あと、利用している方々とか、あるいはミニバスケット業界の方々のほうからは、特にこういうところに問題がありますよというようなお話は、頂戴していないところでございます。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 騒音のことで少し御説明をさせていただきたいと思いますけれども、このバスケットコートを整備するに当たっては、近くに南三陸病院がございますので、病院への、患者さんへの影響等も考えられましたので、事前にですね、実際にそのバスケットを整備する場所に行って、病院の職員の立会いの下、関係職員と立ち会って、そういう音の関係も事前に確認した上で、今の場所に設置したという経緯がございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） あまりそうがんじがらめに利用規定がこうだとか、安全のためにという性質のものでもないのかなと。ありますから、どうぞ御自由にという。それをどう使うか、壊されたりすると困りますけれども、例えば、その若い人たち、もしくは子供さんとかがどう使うかというのは、それも含めて勉強なのかなと思っているので、いいのかなというふう

に思っています。

もう一つ、そういう意味では、その利用者を増やすためには、何か盛り上げるといいますか、周知も含めて、何かイベントを開催するとか、何か大会を開催するとか、そういう予定はないんでしょうか。せっかくあるので、89ERSの方と連携というか、協力していただけたらいいんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけども、今のところ、そういう予定等はないんですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 今のところは予定というのは具体的にはございませんけれども、今の議員お話をあったとおり、私自身もせっかくのものですから、年に数回、89ERSの方々がおいでになったときに、子供たちがとか、あるいはバスケット協会主催の何とかとかということもあるうかと思うんですけども、いずれ関係機関、関係団体がございますので、そちらのほうとも協議をしながら考えていきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 最後、5点目についてお伺いします。

一番聞きたいのは、いつからちゃんと使えるんでしょうかというお話なんですが、新年度から、令和6年度はいろんなところに迷惑がかかってしまったけれども、令和7年度からは今までどおり使えるという見込みであるという認識でよいのか、まず、そこを確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 1年間にわたって御迷惑をおかけしているところではございますが、令和7年度からはこれまでのような、通常どおり貸出しとか、できるような状態になると思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） もう一つは、その原因を聞いたときに、酷暑が原因ではないかというようなことでした。自然にはやっぱり逆らえないというふうに思うんですけども、ちょっと異常な気象状況が続いているというのはこれ事実で、やっぱりそこに対して一定程度その予防といいますか、対応はしていく必要がある。今までどおりでは枯れちゃうということが分かったわけですから、次の年も枯らさないように何か対策ということは必要だと思いますが、そのあたりはどのように、具体的に対策しているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君）これまで行っていたというのは、枯れたところに種をまくというような形で行っていたようなんですが、様々検討したり、あるいは様々なところからアドバイスをいただきながら、そもそも枯れたところに枯れ草とか、そういうところをしっかり取って、そして、そこに種をまくというようなやり方にシフトを変えたというところで、現在も先ほど答弁いたしましたけれども、枯れた草の根っことか、コケとかを取って、そして種をまくという、ちょっと手間がかかるんですけれども、そういう方法を取って、種から芽が出るような形を取っているところでございます。

○議長（星 喜美男君）後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君）養生というか、回復の方法というよりも、来年また、例えば今年以上に暑くなること、去年以上に暑くなることも可能性としてあるので、そのときにも枯らさないようにしっかりとどういう感じで水をまくとか、そういうことなのかなと思うんですが、しっかりとお願いしますねというようなつもりで申し上げたつもりでした。そこも、ぜひしっかりとやっていただければと思います。

一般質問、2件させていただきました。様々な提案も含めて状況の確認をしてまいりましたが、総じて、こちらのこども家庭センター以外は前向きな御回答をいただけたのかなというふうに思っております。それもですね、新しい組織ができるということですから、それをやっぱりみんなで育てていく必要もあるし、見守っていく必要もあると思いますので、その周知も含めて、今後とも必要な施策については提案させていただければと思いますし、意見交換をさせていただければというふうに思います。

スポーツについては、現状すぐにでも変えてほしいという声があるということをしっかりとお届けした上で、私の一般質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君）以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、今野雄紀君。質問件名、適切な行財政運営。以上1件について今野雄紀君の登壇発言を許します。10番今野雄紀君。

[10番 今野雄紀君 登壇]

○10番（今野雄紀君）12月議会、私どもボーナスが頂ける12月議会、1件だけですが、質問させていただきます。

質問件名、適切な行財政運営について。

質問の相手、町長及び教育長。

質問の内容、行政事務の合理化に向けて適切な事務事業の見直しを行っていくと、長期総合

計画の協働のまちづくりと持続可能な行財政運営を謳っている。こういう機会が一つの見直すタイミングではと、今年の10月から郵便代が改定されました。その値上げに対する事務事業の見直し等について伺いたいと思います。

まず、第1点目として、来年度における通信費の値上げに対する対応、これは町長に伺いたいと思います。

2件目、来年度における、同じように教育関係の通信費の値上げに対する対応、これは教育長に伺いたいと思います。

3番目といたしまして、封書からはがきへの切替えについて、これは町長と教育長に伺いたいと思います。

4点目なんですかけれども、行政コストの面から無謀といえるような質問かもしれません、職員が町の中へ、町民のリアルな生活の場へ直接出向くということの効用。一見無駄と思われるようなことこそ、職員も一町民といえども、現実には半分ぐらいの方がほかの自治体から通勤しているような状態なら、なおさら町民目線になった行政運営ができるのではないかという思いから、町内へ職員が直接配ることへの費用対効果について、町長より伺いたいと思います。

最後、5番目、DX化による対応について、これは町長、教育長に伺いたいと思います。

以上、行政事務の合理化に向けて適切な事務事業の見直しを行っていくという、こういう機会が一つの見直すタイミングではないかという思いで質問させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員の質問、適切な行財政運営についてお答えをさせていただきます。

私から、1点目、3点目、4点目、5点目についてお答えをしまして、質問の2、3、5点目については教育長から答弁をさせたいと思います。

初めに、御質問の1点目になりますが、来年度における通信費の値上げへの対応についてであります。既に本年10月から郵便料金の見直しによる値上げがなされているところであります。町からお送りする文書については、広報誌、その他のいわゆる行政区長配布によりお送りするものを除き、いわゆる信書に当たることから、基本的には郵便よりお送りするということになります。このことから来年度におきましても、例えば、配達までに要する日程も考慮するなどした上で、最も安価な郵便の種別を選択するなどし、今般の郵便料金の値上げも踏まえ、業務執行に必要な予算を確保してまいりたいと考えております。

次に、御質問の3点目になりますが、封書からはがきへの切替えについてであります。御質問の趣旨は、定形内の封書であれば1通110円を要するに対し、はがきであれば1通85円で済むことから、単純比較した場合に経済的であるといったことではないかと整理をしてお答えをしますが、先ほども申し上げましたとおり、町からお送りする文書につきましては、そのほとんどが信書に当たります。個人情報、その他の情報の保護といったものに意を用いるべきであることは、御承知のとおりだと思います。また、封書でお送りする書面の対応とはがきの対応を比較した場合には、記載し得る情報量そのものはもとより、用いることのできる文字の大きさによる視認性の違いも大きいものと考えております。そうしたことを鑑みた場合、単純に郵便料金のみに着眼したはがきへの切替えといったことは、現実では考えておりません。

次に、御質問の4点目、町内へ職員が直接配ることの費用対効果についてであります。町内への文書を職員より直接配達する場合、対応する職員の人件費及び車両等の維持管理費の必要経費と郵送する費用とを比べると、郵送する費用のほうが安く、職員が直接文書を配達することの効果は見込めません。文書の配達はそもそも職員の本来業務ではないことから、今後におきましても、郵送による対応を考えております。

最後に、御質問の5点目になりますが、DX化による対応についてであります。本町でも国の自治体DX推進計画に基づきながら、DX化の推進を取り組むこととしておりまして、本年7月には職員向けのDXの勉強会、体験会を開催したところであります。自治体におけるDXは、デジタル技術を活用し、住民皆様の利便性や行政サービス向上を目指すための取組であって、その効果として、事務事業の効率化や行政課題の解決が図られるものであるというふうに思います。

質問の内容につきましては、紙媒体からデジタルへの対応と捉えてお答えしますと、郵送に替わるDX化の取組として、マイナンバーカードを活用したデジタル通知サービスといった仕組みを導入している自治体もございます。本町では当該サービスの導入予定はございませんが、こういった取組も参考にしながら、町としてのニーズを的確に把握した上で、費用対効果に照らした自治体DXを検討してまいりたいと思います。

続いて、教育長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から今野雄紀議員の御質問のうち、2点目、3点目及び5点目について、一括でお答えいたします。

本年10月1日より郵便料金が改定されたことについては御承知のとおりであり、教育予算においても、少なからず財政的な影響が生じております。令和5年度の郵便料で試算しますと、影響額は約9万円になります。こうした状況を踏まえた対応策につきましては、一義的に必要な予算が確保されるよう努力することであると考えております。

議員の御質問では、はがきへの切替えという具体的な御提案がなされておりますが、今般の料金改定では、はがきも大幅に値上がりをしており、その効果については限定的であり、それに加えて、文書を受け取る側の視点から、高齢化率の高い本町においては、1つの住民サービスとして、封書で対応することには、はがきに比べて文字が読みやすく、ひいては内容を理解しやすいというメリットもあります。こうしたことから、基本的な考え方といたしましては、郵便料金を削減するための事務の見直しではなく、事務を見直した結果として郵便料金が削減されるというプロセスで、今後も業務改善を図ってまいりたいと考えております。

最後に、DX化に対する対応につきましては、全庁的な取組と捉えておりますので、町長答弁のとおりであります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） まず、最初に町長の答弁で110円と85円とあったんですけども、そこは間違いないかどうか、そこだけ最初確認させていただきます。140円じゃないですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） すみません。多分、定形郵便と定形外郵便の違いだと思います。定形外郵便は140円。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） すみません。私の勘違いでした。

そこで最初伺いたいのは、郵便料金聞いたんですけども、実際どれぐらい年間郵便局に払っているか、そのところ数字お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大体当初予算で1,150万円ぐらい、去年、おととし取っておりますが、執行額とすると1,000万円ちょっとぐらいということになります。今年は値上げも含めて、いわゆる想定をしておりまして、昨年より100万円ほど余計に当初予算として計上しているということで、現在、11月22日現在で執行済みが800万円ぐらいということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君）　こまいことですけれども、そこで大体1,000万円ぐらいで推移していたわけなんですけれども、今月というか、10月まで約800万円ということで私もお聞きしていました。そこで……（「11月だよ」の声あり）10月いっぱい。（「11月まで800万円」の声あり）800万円、分かりました。

そこで町長、大体今年度は100万円ぐらいのオーバーではないかという、そういう答弁あつたんですけども、それは実質的なものですか。例えば、1,000万円ずついつて、大体約1,400万円から1,500万円ぐらいかかると思うんですけども、そこの数字のところだけ、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君）　冒頭町長申し上げたように、今年度は例年プラス100万円というふうな予算を上乗せして計上しておりますので、残りあと5か月を残しておりますけれども、現在800万円弱の郵便料というふうなことでございますので、間に合うというふうに認識しております。

○議長（星　喜美男君）　今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君）　大体どれぐらいかかるということで、数字出せたらと思います。

○議長（星　喜美男君）　総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君）　まだ試算、具体に試算はしておりませんけれども、あくまで今お話ししたのは一般会計の部分でございますので、特別会計等は除いた数字でございますので、一般会計というふうなことで申し上げれば、1,200万円から1,300万円というふうなところだと思います。

○議長（星　喜美男君）　今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君）　次伺いたいのは、町長答弁あったように、信書で出すので、何というんですか、郵便を必ず使わなきゃないという、そういう答弁だったんですけども、信書以外のこの案内とか、そういったやつも信書に私分からないんで当たるのかどうか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星　喜美男君）　総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君）　信書につきまして、ちょっと具体にお話をさせていただければと思うんですけども、例えば、会議の招集通知も信書でございますし、あと証明書の類いですね、そういった部分、あとは請求書ですか、あとは賞状、書状といいますか、そういった部分が信書というふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。

教育関係においては約9万円ぐらい影響あるということなんですかけれども、今後、事務事業の見直しがあって、こういった郵便料が見直されるという、そういうことでしたが、そこで教育関係においては、この見直せる部分とか、そういったところがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） いわゆる内容を適宜周知をする場合には、今ある広報とか、そういうところで内容を周知する。それから、県のほうに提出する文書等も郵送で行っておりますが、期間が随分余裕がある場合には、会議等のときに併せてその書類をお届けするなど、今、およそ3,000通ほど郵送という形が取られておりますけれども、その数をできるだけ少なくすることが、予算的に削減になっていくのかなというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、3,000通出しているということで分かったんですけれども、そこで教育委員会と学校間のこの連絡事務事業についてはどういった、こういった封書が使われている場合が多いのか、それとも別の手段で行われているのか、そのところを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 基本的にはメールでやり取りをしております。そして、メール以外の場合には、教育委員会に文書箱がございますので、文書箱のほうにそれぞれの学校さん宛ての物を入れておいて、あとは各学校のほうから定期的にこの文書を受取においてになりますので、そのときに受け取っていくという形でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃ、庁舎内に私書箱みたいなものがあって、それをやり取りすると、そういうことでよろしいわけですか。簡単に。

そこで伺いたいのは、私がこういった質問をする際に、封筒、通信のあれではなくて、教育委員会の事務の方が直接行ってどうのこうのという、そういう質問を想定していたんですけれども、そうすることによって、いろんなそのコミュニケーションといふんですか、できるんじゃないかというそういう思いがしましたんで、そうすると、ほとんどメール等でのやり取りということでよろしいのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、実務的なことですので私のほうからお答えさせていただきます。

教育委員会事務局と各学校との文書のやり取りにつきましては、教育長先ほど申し上げましたようにメールで行う場合、それからメールでできない分につきましては、教育委員会事務局内に文書の区分箱を設けております、各学校ごとに、そちらでのやり取りになります。それから基本的に、なので郵送とかでの対応は教育委員会事務局と学校間ではございません。それと、議員お話のその学校に出向いてということも当然あるわけなので、必要に応じてですね、学校にその文書を何か別な用事があるときに文書を持っていって、そのときに例えば学校からの相談を受けたりですとか、そういったことに対応しておりますので、随時その必要に応じて、学校からこういう問題が起きて、ちょっと電話等が来たときには職員がすぐ出向いたりとか、そういうことでのコミュニケーションというか、そういうことは図られているというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 午前中の答弁いただいたんですけども、それで学校とのコミュニケーションというんですか、そういった意味で、例えば封書を配ることによって、御用聞きのような作用というんですか、そういったこともできると思うんですが、そういったことを関して再度、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 先ほどもお話ししましたように、機会を捉えて学校技師職員が教育委員会事務局に参りましたり、それから事務職員が参りましたりというように、文書のやり取りの中で相談事項とか、そういうことがあればその機会を捉えて、事務局職員と話をする機会は取れるという状況にいつでもございますので、あとは電話連絡等で、学校の困り事があった場合には職員がその現場に駆けつけたりとか、そういったことを常にやっておりますので、そういったところから、教育委員会事務局としては学校との連携は常に図

られているのではないかというところで認識しております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりましたけれども、そこで、やはり直接行って顔を見るに
よって、先生たちの職場環境にいい影響というんですか、そういうこともあると思います
ので、今後も続けていっていただきたいと思います。

あと、教育関係の答弁で9万円ぐらい影響あるという、そういう答弁いただいたんですけども、その9万円というのはいろいろ何というんですか、影響を考慮して工夫した上で
の9万円なのか、それとも、そのままそっくり上がった分の9万円なのかを確認させていた
だきます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この9万円というのは、令和5年度のものをそのまま適用したという
ことですので、何か工夫してのお金ということではなくて、令和5年度を料金体系が変わっ
たとすると、9万円増額になるということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、そういう増額に対して、今後教育委員会としてどのような対処
する方法があるのかどうか、それともできるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） このことは答弁もいたしましたけれども、いわゆるこの郵便料金を削
減をすることでの取組ではなくて、業務そのものの見直しを図りながら、これは当然
のことですけれども、業務を見直す中で、結果として郵便料金が減額になるような取組をし
ていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、次に3番、封書からはがきということで、先ほど答弁で信書とい
うことで、はがきには切替えが難しいという、そういう答弁いただきました。

そこで、いろいろ先ほどの何か条例か、決まりがあるのかどうかあれなんですかけれども、再
度伺いたいのは、信書であってもはがきに切り替えられる部分があるのか、そういう余地
が少しでもあるのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） そもそも、はがきも信書に当たりますし、むしろ
そのはがきも封書もそもそもどちらも上がっておりませんので、そこは何か切替えのメリット

ってどこにあるのかなというふうなところでございます。ましてや答弁にもあったとおり、個人情報保護とか、そういった部分もありますので、その辺は引き続き従来のままというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、切替えが難しいということで分かりました。

そこで次、町内に直接配るということで質問させていただきました。答弁としては、本来の業務ではないという、そういう答弁いただいたんですけども、再度もう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しくも何も、役場職員は郵便配達でね、採用しているわけではございません。本来の職務を遂行するために役場職員を採用していますので、郵便配達のために雇っているわけではないということですので、それはやることはないということです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 当然、配達として雇われているのではないというのは分かっての質問なんですけれども、ただ、こういった現在のいろんな事務状況というんですか、そういったことを鑑みても、今回こういった郵便を例に取ったわけですが、例えば、ガソリンに関して言うならば、1リットル170円、封筒だと110円、例えば、2軒に配送する分で220円ですので、そこで単純に思うと配達もできるのかなという、そういう思いがしましたのでお聞きしました。こういったことだと担当課に言っても、その分の職員の人工費ではないですけれども、そういった部分を考えると、私質問の冒頭でも言ったように、町長からまた無謀のような答弁が来るんじゃないかと思っていましたけれども、私はこの配達することによって、いろんなメリットというか、あるような気もして、あえて質問させていただきました。先ほど質問の冒頭にも言いましたように、直接配るということによって、いろんなこの行政のほうも町民目線といつては何なんですかと、そういったところで事務の遂行ができるんじゃないかというそういう思いがありますので、町長どのようにお考えなのか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） もう少しお調べになってね、質問したほういいと思うのは郵便数、今野議員がね、例えば、どこかに郵便1日1通出すとかとあるかもしれません、役場で出す郵便の数って、少なくとも1日50通、多い日はね、5,000通あるんですよ。これどうやって役場

職員配達して歩くんですかということを、まずお聞きしたい。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私もこういった質問の際に、町長今言ったように50通なり何千通なりの全部を配達しろというのではなくて、例えばなんですけれども、福祉関係でいうならば、いろんな今まで見回りとかがあった分がなくなった分に、そういう関連で自分たちの手で配送すれば、その分何というんですか、その住民の方たちとコンタクトが取れて、いろんなことに効果があるんじゃないかという、そういう思いがしましたんで、単純に幾ら幾らという、そういう問題ではないと思いますので、そのところはお伝えしておきたいと思います。

ただ現に、仮にもし配達するとなったら、車の燃費が幾らでということをお聞きしようとしたんですけども、役所のほうではあんまり分からぬということなんですけれども、今聞いても分からぬのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 車の燃費ということで、公用車も様々車種ございますので、半分電気等を用いているものであれば、30キロメートル近いものもございますし、年式等古くなつて排気量も大きいものでございますれば、10キロメートル程度といったこともございますので、なかなか平均等でお話しするのは難しいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 配送するにしても燃費云々よりも、震災後に町民の方たちへのいろんな連絡等ですと、公営住宅が整備されて都会みたいに一か所でいっぱい配られるという、そういう状況もあると思います。そういうことも考えて、直接全部が全部じゃなくて、いろんな何ていうんですか、福祉関係、先ほど言った福祉関係なり、区長さん等への配布等も直接持つていって、そして、そこでいろんな情報交換も少しはできるんじゃないかという、そういう思いがしていますので、そういうところの効用とかは少しは考えられないのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今の議員お話しされる効果の部分だけをお話ししますと、当然ながら住民との間に顔の見える関係というふうなことの中で、相互の理解とか、信頼関係というのは築かれるのかもしれないんですけども、先ほど来お話しされている中でちょっと何でしょう、付け加えさせていただきたいのは、職員に関しては課それぞれ8時半から5時15分までの日常業務を遂行するということで人員配置をしております。それにプ

ラス郵便配達というふうな部分は時間外に当然なりますので、その人件費プラス、その車両の燃費の話もありましたけれども、公用車無尽蔵にあるわけではございませんので、いつでも使える公用車というのはないんですよ。そういう部分も含めますと、なかなか今お話しされたような部分というのは、現実的ではないのかなというふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。

私が言いたかったのは、先ほど今課長答弁あったように、本来の業務が職員の方いっぱいいっぱいかどうか分からんのですけれども、あると思われます。ただ、町民の人から見ると、一生懸命やっているんでしょうけれども、行くとみんなパソコンの前にあれまして、何ていうの、ろくな挨拶もしないというのも変な言い方なんですけれども、そういう状況でしている中で、例えば、100通出すうちの10通なり、何通なり、いろんな部分を他の職員の方が配ることによって、多分イメージ的なものが違ってくると思うんです。私そういうことを懸念しながら、もう少しできる範囲ならば、庁舎の職員の方もなるべく外に出て、何といふですか、町民の方たちの現状なり、そういうものを確認しながら事務を遂行することも一つ大切じゃないかとそういう思いがしていますので、なおさら先ほど質問の冒頭でも言つたように、プロパーの方は多分確認しなくても分かると思うんですけども、半分ぐらいはよその自治体から来て、そして庁舎で仕事をなさっているわけですから、そういうことは関係あるか、関係ないか分からんのですけれども、そういう状況の中でも、やはり町民の町の中にもう少し出てみるという、そういうことも大切ではないかと思いますので、そことのところも簡単にでよろしいので少し伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 以前に後藤議員から、役場職員がイベントやら、あるいは各種地域の行事に顔出せばいいんじやないかということで、地域の皆さんと親しくなる機会じやないのという御質問いただいた際に、私もそう思っていますので、そうだねという話をしましたが、この郵便の配達とは全く違う話だと思います。郵便を配達してね、コミュニケーション取りましょうと言ったって、じゃあ、1日1軒行って、1時間、30分しゃべったら、何通渡される。昔役場の職員でいましたけれども、出て行ったら、1日2時間も3時間もお茶飲んで帰ってこないというのいましたけれども、そういうことのあった場合、1日何通渡せるんですかという話なの。そこはもう少しね、合理的に物事考えるというのが必要なんじやないかというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 確かに町長言うように今の時代、合理的なことで事務を進めるというのも大切だと思います。しかし、その反面、いろんな庁舎内でのいろいろ人事関係での問題やら、いろんな問題が多分今も生じていると思うんですけれども、そういったところを考えた上でも、やはり外の空気というんですか、そういったやつを吸って、先ほど町長何時間もからかずかだつたたというそういう答弁ありがとうございましたが、やはり私は個人的に思つてあれなんですけれども、今の時代、合理的、効率的も大切なんでしょうねけれども、行政としては許されないかもしれないんですけども、無駄な部分というんですか、あえて言うなら、そういう部分も大切じゃないかという、そういう思いが私はしているんですけども、やはり行政事務に関しては町長先ほど言ったように、効率、合理性を重視することで手いっぱいのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） どうも、話している次元がちょっとやっぱり違うんです。合理的といふのは別にそういうことじゃなくて、私、職務のことを言っているんですよ。ハンドルに緩みがあるというのは、何だか知っていますか。ハンドルの緩みというのは、そういう人の物の考え方に対する応用性がないと、人生寂しいですよねって。ハンドルの緩みというのは、ハンドルの緩みがないと、きゅっとハンドル、タイヤが切れて、事故を起こす。だから、わざわざハンドルの緩みってあるんですよ。何言っているか、俺も分かんなくなってきた。

そういうことでですね、職務とね、職務と人生、生きていく上で、それってまた別に考えたほういいんじゃないですかという話なの、要は。今野議員はね、ある意味何というのかな、役場職員の中に入ってきていて、職員のみんながきちきちやっているんだったら、もう少し緩くしたほういいよね、じゃ、外に出ていったほうがいいよねって、好意的に見る思いでそういうお話をされるかもしれません、それが逆にね、例えば町の中に出でていって、職員がね、お茶飲みながらいろいろ話したときに、何やってんだという声のほうが多い、町民の皆さんのお反応はそっちのほうが圧倒的に多いです。そこはやっぱりね、その辺は分け隔てしながらね、御質問いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 町長よりハンドルの話が出ましたんで、今は遊びの部分も必要なんでしょうねけれども、これから数年するともうハンドル握らなくてもいいような時代になると思いますので、質問は5番目のDX化による対応ということで伺いたいと思います。

そこで、答弁としてデジタル技術によって、例としてマイナンバー等のことが答弁でいただきました。そこで伺いたいのは、いろんな先ほど信書の部分では何というんですか、はがき等にはできないということだったんですけども、今後、事務処理として、いろんな紙ではない部分での連絡とか、この報告等は考えられるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 町長からの答弁にもございましたとおり、全国で見ますと約50の自治体が、そのマイナンバーカードを使った通知サービスというのを導入しているといった実績がございます。議員お話のその通知類を伝送化といったお話かと思いますけれども、御案内のとおり、その文書取扱規程上の電子メール施行といったものは否定されてございませんし、これまで官公庁等々のやり取りで実際使われてございますので、そういった部分については今後、時代の要請もございますから、拡充されていくべきだろう、拡充されていくものだろうと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういうところで拡充ということなんですけれども、そこでDX化の一つとして、これ入るかどうか分かんないですけれども、昨今、自治体でAI等の活用も謳われているみたいですけれども、当町においてはどのような形になっているのか、現時点のことがお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） あと、AIの活用といった部分ですけれども、議員お話は先日、県内の市でインフォメーションの部分をAIに委ねたといった一部の市もございますし、そういった部分で本町に例えて考えますと、前に、前の議会で若干御紹介を差し上げた記憶もあるんですけども、まさに当課が今取り扱ってございますデマンド運行といったものも、AIを使って運行を管理しているといった部分もあります。また、先日職員で説明会なり、研修会といったもの、DX関連で開催させていただいてございまして、その中のデモ的な対応として、その会議録の生成といった部分も試験的な導入、導入といいますか、試験的な取扱いをさせていただいたという実績もございます。それを本導入するかどうかというのは、今後、費用等とも照らしながらの検討になろうかと思いますけれども、できることから、なるべく可能な限り費用のかからない範囲でといったことでの検討が始まっているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） DX化によるなんですかけれども、そこで実は我々が今いる議会事務局でも、来月から私たち議員にもタブレットが配られるという流れになっているわけですけれども、そこで導入されることによって、今回の質問のあれでもある通信費等の削減とか、そういったやつはどれぐらい見られているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 通告外じゃないのかな。企画課長に、企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） すみません。今回、会議規則の改正ということで私も拝見させていただいておりますけれども、資料としてですね。今の御質問、例えば、我々どもが所管いたします、その町民の方々といったところに置き換えてお話をさせていただければと思うんですが、今デマンド等で、当課のほうでタブレットといったものの取扱いをさせていただいてございます。そのランニング経費といったものは少なくとも二千数百円要しているといった状況で、1台につきですね、月額。ですので、仮に事業所等も含めて、我々が行政連絡をすべき相手方が5,000件であると仮定いたしますと、端数を切って2,000円ですと、1か月にランニングで1,000万円要するということになります、タブレットについて申し上げればですね。ですので、それを年間として考えますと、単純に計算すれば1億2,000万円ということになりますので、何かその行政連絡の在り方を変えて経費の削減をといった部分では、なかなかそのタブレットを町民の皆様のほうに、例えば、貸与なりお渡しをさせていただくというのは現実的ではないんだろうと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 議会事務局長。

○議会事務局長（佐藤正文君） 予算の執行という点についてだけお答えしますと、通信運搬費につきましては、議会については4万円弱というような支出になります。タブレット導入によりまして、その部分はほぼゼロに近い形になるのではないかというところが、先日の議会においてのタブレット運用規程のほうで活用するというところになっておりますが、また、その中で議案等の配付、これまで人で行っていた分が、そのタブレットに転送されるということでの経費が節約されるという部分は見込まれておるところであります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） DXに関しては大体分かりました。

そこで、今回は郵便料金を取り、行政コストへの各種値上げに対する対応として伺いました。そのまま仕方ないとして受け入れ、事務事業を続けていくのか、それとも町民の方たちが週末のスーパーでチラシを握り締めて、物価上昇への対応を必死にしているのを目にする、行政の方もやはり痛みを同じように受け入れ対応しているという、そういう姿勢も必

要ではないかという、そういう思いで今回お聞きしました。

そこで伺いたいのは、やはり郵便料金だけではなくて、いろいろ行政で使う物資も値上がりしていると思います。それらに対してどのような形で、でき得るならば、町民の方たちと先ほど言ったような痛み分けをしているという、そういう姿勢が私必要じゃないかと思います。そういうといったことが少しでも可能なのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今野議員のね、お話については一つの郵便ということをテーマにした問題提起ということで受け止めさせていただいたて、我々もしっかりとその辺を受け止めながらね、やっていきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただ、今の町長の答弁ですと、なかなかこのせっぱ詰まったというのも変な言い方ですけれども、そういったことが感じられないような気がします。何せ財調が9億8,000万円あって、そのほか公共施設維持管理費基金などがすごい金額があって、企業で例えると内部留保みたいのがいっぱいあるという、そういう思いがあるのかなという、そういう思いがします。

そこで再度、町長にもう一度、この痛み分けの部分について伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 受け止め方の問題で、私はちゃんとしっかりと答弁したつもりでござりますので、そういう提起をいただいたということについては、我々は襟を正して進んでいくということについては変わりはございません。（「終わり」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終ります。

次に、通告5番須藤清孝君。質問件名1、子育て環境（保育・学校）の働き方改革の進捗状況について。2、観光業における漁業との連携について。以上2件について、須藤清孝君の登壇発言を許します。4番須藤清孝君。

〔4番 須藤清孝君 登壇〕

○4番（須藤清孝君） ただいま議長の許可をいただきましたので、登壇より、子育て環境（保育・学校）の働き方改革の進捗状況について、町長と教育長にお伺いします。

質問の要旨としては、私、令和2年3月の定例会にて、一度同じような質問をしました。4年9か月が経過した当町における子育て環境の働き方改革がどのように進められてきたのか、進捗状況を伺いたいと思います。

1点目、保育施設の働き方改革の進捗状況について。

これまで行われてきた改革の成果をお伺いします。それから、現状における課題とこれから取組はということについて、保育施設に関し、お伺いしたいと思います。

2点目、小中学校の働き方改革の成果と課題について。

これまでの成果と、あと働き方改革に対する意識改革。それから、男性教職員の育休の現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、須藤清孝議員の1件目の御質問、子育て環境の働き方改革の進捗状況について、質問の1点目についてお答えをさせていただいて、2点目は教育長から答弁をさせたいと思います。

それでは、1点目です。保育施設の働き方改革の進捗状況についてであります。本町では安定した保育サービスを継続的に提供するため、保育現場の現状を踏まえながら、毎年度保育士の採用を行っております。昨今における家族形態の変化や国の少子化対策の影響などによりまして、年々保育ニーズが高まっていることから、正規職員のほかに、資格保有者などの会計年度任用職員を採用し、専門的知識や技術を持った人材の確保に努めております。これによって、国が示す保育士の配置基準だけではなく、増加傾向にある要支援児童への対応も図られているところであります。

また、本年11月には保育現場のICT化推進を図るため、町立保育所とこども園に保育管理システム「コドモン」を導入しております。このシステムは、児童の欠席連絡や登降園、いわゆる園に来る、帰るまでの管理をパソコンやスマートフォンを使って管理するもので、欠席連絡については、保護者はスマートフォンのアプリから24時間いつでも情報を送信することができますし、保育士にあっては電話対応等の業務が軽減をされるという状況であります。また、登降園管理は、これまでの紙媒体の出席簿への記入からQRコード読み取り方式となり、こちらも保育士、保護者双方にとって、特に繁忙時間帯の負担軽減が図られていることを現場から伺っているところであります。

次に、課題とこれから取組についてであります。昨年4月のこども家庭庁設置以降、子育て支援や少子化対策として、保育士の配置基準の見直しや保育サービスの利用拡大などの施策が公表をされております。こうした国の動向も注視しながら、町民への安定した保育サービスが持続的に提供できるよう、引き続き保育士の人材確保とICT化などによる業務効率化を進めながら、保育施設で働く職員がやりがいを持って長く働き続けられる職場環境

の整備に努めてまいりたいと思っております。

続いて、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） それでは、私から須藤清孝議員の1件目の御質問の2点目、小中学校の働き方改革についてお答えいたします。

まず、これまでの成果についてでありますと、教育委員会では労務管理の一環として、教職員の在校時間、いわゆる時間外勤務の状況について、これを定量的に把握しており、令和4年度と令和5年度を比較しますと、在校時間が月80時間を超えた職員は延べ36人から28人に減少した一方で、月45時間を超える在校時間が3か月連続となった職員は、延べ120人から137人に増加いたしました。今年度の状況につきましては、9月末時点で対前年度比でいずれも減少しております、ようやく成果として数字に表れてきたと捉えております。

次に、意識改革についてでありますと、意識改革につきましては、毎月開催しております校長会議の席上において、在校時間の状況を共有するとともに、在校時間が月80時間以上の職員及び3か月連続で月45時間以上の職員に対しては、その要因を校長が必ず把握し、改善の糸口を探し、指導するよう指示をしております。さらに、今年度は働き方改革に資するよう校務支援システムの導入を進めており、来年2月から本格的に運用を開始する予定であるとともに、中学校における部活動の地域移行につきましては、具体的な検討を開始しており、こうした取組を教育委員会が旗振り役となり推進することで、教職員の意識はさらに高まっているものと感じております。

最後に、男性教職員の育休取得状況についてでありますと、これまで1名が取得しております。教職員の働き方改革の本質は、個々のライフスタイルに応じた働き方を実現することで、教員が元気で子供たちにより教育を行い、よい学校をつくることにありますことから、引き続き働き方改革の実現に向けた取組を進めてまいります。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） それでは、自席から質問をさせていただきます。

ただいま答弁いただきましたこれまでの成果と、それから、これからの現状の課題とこれらの取組、答弁である程度流れが分かりました。

それで、ちょっとおさらいみたいな感じになっちゃうと思います。答弁でありますけれども、前回質問したときに、求人の採用のその倍率が物すごい高くて大変だったんだというお話をありました。それもいろいろ工夫をして、採用に努めているという答弁だったと思います。

基準も変わってきたり、いろいろあるとは思うんですけども、この採用状況ですね、採用に対しての資格等のその基準というのは何かあるんでしょうか。採用するために必要な資格。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今年度から保育士の採用につきましては、前年度まではいわゆる一次試験ということで一般教養試験で、それに合格した方が2次試験の面接、作文というふうな形を取っていたんですけども、なかなか一次試験突破する方が少ないということもあってですね、その保育士の資格を持っているという条件で一次試験を免除いたしまして、有資格者の面接と作文試験というふうなことで実施をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） いつかの町長の答弁でね、一次試験受からないことには採用できないんだという答弁、私も記憶に残っています。その後、いろいろ検討した上で、その採用の在り方をちょっと変えてきたというお話だと思います。

保育士さんになるための資格というのは、保育士免許みたいなものとか使い分け、種類の違うものというのはあるんでしょうか。ここで専門的なってあれですかね、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 本町で採用試験の資格としているものにつきましては、保育士という資格お持ちの方に応募の条件ということでさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 保育士さんと幼稚園の先生というのはまた分類分け違うんだろうなというところで、例えば、どっちも持っていないと採用できないんですよとか、当町の場合は保育所とこども園ってあるじゃないですか。なので、何か重複して持つていいなきゃいけないものがあるんじゃないかなと思って聞いてみたんですけども、その辺もう一度お願いいいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 冒頭申し上げたとおり、保育士として採用しているところですけれども、恐らく幼稚園教諭に関しましては文部科学省ですね、保育士が厚労省というふうなところでございます。あくまで、町としては保育所施設での採用ということですので、保育士の免許を持っている方というふうなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、取組のその成果といったところで、いろいろ結果が出ているんですというお話しただきました。当然、その働き方改革ですから、仕事の効率の改善というのは成果と取れるんだと思うんです。

それで、それでは、実際そのように変化していった上で、労働状況というのは変化していくのかどうかというところをちょっとお伺いしたいんですが、残業時間というところは減ったのかどうか。ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 残業時間の関係でございますけれども、須藤議員前に御質問いただいたときがおよそ5年前でございますので、令和元年度の状況を町立の中でも児童数の多い施設にちょっと聞き取りを行いましたが、令和元年度4月から10月の上半期といいますか、の合計時間が1,032時間。これに対しまして、今年度の4月から10月の残業時間が754時間ということで、大体約3割ほど減っているといったところで報告を受けております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） では、もう一つ、有給、年休というんですか、の取得状況というのはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 申し訳ございません。年休の取得状況まではちょっとデータとしてはございませんけれども、各施設、保育所長、園長においてはですね、この間、そういった職員とのコミュニケーションも大事にしながら、年休の取得について積極的にといいますか、そういったところで職員に声掛けをしているといったところで、取りたい休暇については取得できているものだというふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） もう5年近くになるので、まるきり状況が変わっていないということはないんだろうなとは思っていましたけれども、超過勤務の時間が3割減っただけでも、大分働く環境というのはよくはなってきているんだなというふうに理解したいと思います。これをあとは継続しながら、できることに手をつけながら、さらにいい環境にしていくということだと思うんですけども、ここであえて、じゃあ、さらに具体策ってあるんですかという質問は多分ないほうがいいんだなと思いました。

それで、これから取組というようなところで一つちょっとお話ししたいと思うんですけども、何だろう、こういう環境整備が進捗していくば、いずれその検討時期が来るであろうということは幾つも多分この先あると思うんです。例えばですけれども、例えば、一つ例を挙げてちょっとお話ししてみたいなと思うんですが、お遊戯会、俗に言う発表会ですか、年長さんなんかにおかれでは、その期間中、対象期間中のもう集大成でもある、この親にしても、家族にしても、子供にても、意義のある行事ですけれども、これって結構その現場で働かれている先生方というのは多分大変な苦労をして、あの日を迎えてるんじやないかなと思うんですが、大変な中に聞こえてくる、その課題であったりとか、その御意見であつたりとかというのは、どういったものがあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） この間ですね、残業時間が少なくなった理由とすれば、それぞれ保育士が行う事務作業になるのかなというふうに思っております。それぞれ4保育所園のほうであまり無駄なといいますか、書類に関しても日誌を含めて4つの施設で共有を図っていますね、これは必要ないんじゃないかというところを削減していった結果が大きいのかなというふうに現場からは聞いております。今残っている、その時間外勤務といいますのは、議員おっしゃったとおりですね、そういった行事の前の際の準備が多いというふうに伺っております。一時期コロナがありまして、行事関係についてもいわゆる簡素化とか、省略したり、できるものはというところでしてきたわけなんですけれども、そういうのも時間外の削減につながっていると思いますけれども、やはりコロナが明けて、また戻ってくるとですね、先生方もそうですし、親御さんもそうで、そういった衣装とかというのはやっぱりそれはなかなか簡素化とか、省略化はせずに、良い物を着させてあげたいみたいな、そういったところの声というのはあるようです。そういったところを保育士もそれに応えていこうというところで、そういったところからお遊戯会にかかわらず、運動会、そういった行事の前の時間外勤務というところが依然としてあるといった状況というふうに捉えております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） これ小学校とかのね、その学習発表会とはちょっとまた内容が多分違うんだと思うんです、その大変さというところでね。小学校だと学年別で、クラス別で劇をやります、合唱をやります、様々形あると思うんですが、保育所の場合はもう何だ、全部やるんですよね、ダンスやります、歌も歌います、劇もやりますという。それをコントロールの利かないといったら悪いですけれども、子供ですからね、その子供をあれだけの期間、どれ

だけの期間とどれだけの苦労をしてやっているかは分からないうですが、多分それはそれで、今課長おっしゃっていましたけれども、先生方のそのやりがいとか、あとその期待に応えなきやいけないとかというところでは、その保育士さんというところの保育士さん冥利に尽きる部分ではあると思います。一概に働き方改革、働き方改革と促して、保育の質を下げるわけではないんだけれども、利用者側、周り側からしてみれば、そのように捉えられる可能性も要はあるわけですから、その辺は慎重に進めていただきたいとは思うんですけども、確かにでも激務であることは激務であると思うので、その辺も十分に何というのかな、意見の吸い上げをして、いい形で改革が進んでいけたらいいんじゃないかなと思うんです。

ただ、1点だけ、素朴な疑問です。そのお遊戯会に限らず、運動会とか、いろんな作正在するものがあるじゃないですか。大きい球作ってみたり、衣装なんか、衣装とか小道具なんていったら、物すごい安そうな素材なのにクオリティーは高いんですよね。あれって、すごい技術だと思うんです。何か描くといつても下書きもせず、先生方のスキルが高いから、すごいとも簡単に看板なんか作ってみたりとかという現場見たことあるんですけども、ああいったものの材料費とか、そういうものの費用は十分足りているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） そこは私の耳には、そういった準備をする上で予算が足りないとか、そういった部分は聞こえてはきていないです。また、恐らく補正等で予算を確保していることもないんだと思いますし、その予算の中でできる中で現場ではしっかりとやっていたいているのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） その辺の声は聞こえていないということですけれども、意外ともしかしたら自腹切っている場合もあるかもしれない、確認していただきたいと思います。

ちょっとお話変わります。答弁の中に登園管理システム、アプリの活用、11月からですか、開始されたと伺いました。これについてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、予算を確保して、今年度から導入しますよという流れだったと思います。今の答弁お伺いしますと、11月からの開始という感じなんですかけども、スケジュール的にこれが妥当だったのか。私個人的には11月にようやっと導入したのという感じがあるんですけども、その内容というか、この11月になった経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） この予算につきましては、当初予算のほうで計上してというと

ころでございました。その各事業を始めるに当たってですね、各保育所の所長さん、園長さん方とお話をした上で、なかなかやはり年度当初というと異動もあって、ちょっとそこは正直なところ外してほしいというところ、そういう声もありましたので、そこから入札が8月だったと思いますけれども、業者が決まってですね、それから9月、10月とそのデモなり、それから職員の研修なりを行ってというところで、それで2か月ほど時間を要したということになって、結果的には11月からこのシステムの導入といった流れでございました。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 経緯は分かりました。多分その研修とか、その配置に至るまでというのはある程度予測はできてはいたんですけども、一応確認させていただきました。

それを導入して、じゃあ、1か月たちましたと。実際のところのその効率が上がったんでしょうかというところをお伺いしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 今、このシステムの中で導入している中身というのは、先ほど町長答弁ありましたように、登降園管理の部分と欠席連絡ということで、いずれも現場からはすごく助かっているといったお声を聞いております。

特に欠席の連絡につきましては、ほぼほぼその繁忙時間帯の朝に電話がなるということはなくなりました。当初やっぱり危惧していたのは、親御さんと実際に対面で子供の様子を聞けなくなることのそういう不安というかですね、があったんですけども、これについても朝はできないけれども、その夕方に保育所から連絡をしたり、あるいは親御さんから、保護者から連絡をいただいたらしくということで、それでまた明日の状況なんかもお話ができるといったところとなっております。

また、保護者にとっても特段朝にシステムを使って連絡を入れるということに限りませんので、前の日の夜とか、そういう時間帯に連絡をすることも可能となっておりますので、そういうことからも現場といいますか、保育士それから保護者にとって、双方にとって随分楽になったといった声を聞いてございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） じゃ、特段問題というのではないですよね、多分ね。慣れないものをやり始めるときってどうしてもね、そういう支障は来すんだろうけれども、導入はしてみたけれども、効率が逆に悪くなつたんですよという意見は特別はない。

これ答弁の中でね、パソコンやタブレットを活用してとなっていますけれども、具体的にご

めんなさい、ちょっと想像がつかないので、どういう形でやっているのかお示しいただきた
いと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 事務室に1つパソコン、そのシステム専用のパソコンが置いて
おりまして、そこで例えば、欠席の連絡については一覧でぱっと見た目で分かるようになっ
ております。当然、欠席の連絡だけではなくて、今日こういうような状況なんでというとこ
ろのいわゆるメール文といいますか、文章も記載をしておられる保護者さんもいらっしゃい
ますし、そういう状況で執務室の中で所長、それから主任の先生が一目で分かるような感
じで、そういうシステムの内容というふうになっております。

登降園の部分については、QRコードを読み取れる機器というんですかね、を置いておりま
して、そこで保護者がスマートフォンであったり、あるいはお父さん、お母さんだけではな
くて、おじいさん、おばあさんということもありますので、そういう場合は紙にそのQR
コードを出して、その紙を持っていってかざすと、登園したといった記録が打刻されるとい
った形になっています。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） すみません。詳しく教えていただきまして、ありがとうございました。

このアプリの活用ですけれども、多分もっともっとやれることははあると思うんです。登園管
理やそのQRコード、いまいちぴんと来ていない方もいらっしゃるかとは思うんですが、お
じいちゃん、おばあちゃんにも柔軟に対応していただいているということですけれども、このア
プリの活用はあくまでもここ今始まったばかりなので、入り口の部分なんだと
思うんです。この先にどんどんどんどん活用していくことで、これからもっともっと環境が
よくなっていくと私もそう思うんですけども、小学校とはやっぱり違って、保育現場って
仕事の効率化とか、その環境改善ってICT化がすごく重要な位置を占めているんじゃない
かなとちょっと思っています。で、町長答弁にもありましたし、保育士さんの負担は減るし、
業務時間が削減できたりというふうになるし、それから、当然その生きがい、やりがいとい
う部分につながっているという、そうやって保育の質が確保されるんだという御答弁だった
ので、ここを改めて町長に聞かないまでも同じ答えが返ってくると思いますので、答弁のな
い質問ばかり繰り返してしまいましたが、保育に関しての1点目の質問を終えたいと思いま
す。

それから2点目、小中学校のほうのちょっと働き方改革についてお伺いしていきたいと思
い

ます。

ちょっと数字振っていたわけではないのであれですけれども、ちょっと順不同になりますが、最初にその教職員の育休の状況というところからちょっと話触れさせていただきたいと思うんですけども、私の所感で申し訳ないんですが、現実味としてなかなかなかつた。あんまりどこどこの先生が育休を取ったんですよとかという話とか、一度も聞いたことがなったので、当初の実績ではその1名いる、これ本年度ですか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 令和4年度になります。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 近隣でも、県内でも構わないんですけども、全体的なその実績というのはどういった感じなんでしょうか。多く取れているのとか、十分に活用できているのかとか、現実的にはやっぱり厳しいですよという感覚なのか、その辺の実情をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） ちょっと近隣の状況はちょっと把握はしていないんですけども、県全体ということで、学校の教職員は県費負担の教職員と県職員でございますので、県のほうで取っているデータがございまして、令和4年度に子供が生まれた男性職員の育休取得は12.8%、令和5年度に子供が生まれた男性職員の育休取得は25%、つまり4人に1人が育休を取得しているというのが県のデータでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 取得率でいったら、上がっていっているという傾向ではあるんですね。分かりました。

これ、すごく業種によっては取扱いが難しい。さつきやり取り、そういうやり取りがありましたけれども、とはいえる、その啓発活動は当然続けていくんだろうし、いずれこういう一つの権利とまではいいませんが、与えられた環境ですから、これを浸透させていくという活動を行っていくというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） やはりこの育休については、そもそも女性が取るものだというような感覚というか、感じというのはこれはもう一切ないわけで、子供というのはお父さんも、お母さんも、男性も、女性も、共に育てていくという考え方の普及というか、そういう形にな

ってきていると思います。やはりどうしても共働きが多い職種ではないかなと思うんですけども、教職員の場合は、そうした場合には女性のほうにもクラスがあったり、子供たちがいますし、男性のほうにもクラスや子供たちがいるわけですから、片一方だけに負担を強いということはなかなかそれはいかがかなというところですから、お互いに子育てをするということで、いわゆるここで言っているのは、その考え方として仕事が第一ではなく、仕事も家庭も大切にという、スローガンみたいなものがございまして、それをして、それこそ子育て、育休というのは大体3歳の誕生日前の日までという、3歳までなんですけれども、そういういた限られた期間に子育てをすることが、また子供たちの後ろにいる家庭というか、保護者の気持ちにもしっかりと寄り添えることにもなっていくことにもなると思いますので、育休取得が多い傾向になっているのではないのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時12分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの須藤清孝君の答弁に対し、総務課長より訂正したい旨の申出がありますので、これを許可します。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） すみません。須藤議員の御質問の中で、私、当町は保育士のみの採用というふうな、保育士資格のみの採用というふうな答弁をさせていただきましたけれども、現状ですね、保育士と幼稚園教諭両方の免許を有する者というふうな条件で募集をかけているというふうなところでございますので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君の質問を続行いたします。須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ちょっと、もう小中学校のほうに入ってしまったんですけれども、今、訂正いただいたので、1回だけやり取りさせていただきたいと思います。

何だろう、どっちも必要とする理由とね、それから、どっちも必要とするのは、こども園と保育所というところの使い分けとかというところもあると思って、お話をさっきしていたんですけどもね。要は職員の異動ということも関係するんだと思われます。そう思っています。ただ、その異動というものが必要な根拠というのはそもそもあるのか。それと、もしくは片方の資格しか持っていないくて、こっちにしか勤務できませんという人の採用の仕方も可能性

として考え得るのかということをお伺いしたいと思います。というのも、単純にです。難しくどうこうというんじやなくて、単純に人の数いれば、効率もよくなるんじゃないかなという意味でお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず、最初の御質問のどっちも必要な理由というのは、須藤議員お答えされたように、当町こども園と保育園、2つの種類の施設が、保育所ですね、2つの種類があるというふうなところで、幼稚園の教諭の免許が必要だというふうなところでございます。その上で異動というふうな部分にお話をさせていただくんすけれども、当然ながら、その職員間で片や幼稚園教諭の免許を持っていないので、こども園には行けませんよというふうな部分が当然出てきます。ですから、その中で、人によってはあなたは行けませんよですか、私は行けないのねみたいな、そういった職員間での当然、何ていったらいいんでしょうかね、差別ではないんですけども、そういったあつれきが生じる恐れがあるのかなというふうな部分もありますし、その職員の異動というふうな部分に関しては、どうしてもその1か所に何十年というふうな勤務というふうな部分は、あまり我々公務員の職務上好ましくはないというふうに考えておりますので、そういった異動の制限というふうな部分があるので、両方の資格を有する者というふうなところでございます。

ただ、昨今ですね、専門学校にいたしましたも、四年制大学にしましても、どちらの資格も取れるというふうな状況になっておりますので、その辺は徐々に解消できるのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 分かりました。

それでは、話を小中学校のほうに戻したいと思います。

ここからちょっと私やりたかった、今回やりたかった内容がちょっとあるので、ボリュームちょっと盛り込んでいきたいと思うんですけれども、先ほど答弁で校務支援ソフトの活用のお話ありました。これ私とくに導入して活用していたんじゃないかなと勘違いしていたんですけども、聞き間違いでなければ、これから導入するというお話だったかと思うんですが、もう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この校務支援システムでございますけれども、もう既に11月からデモ機という形で各学校に配置をしておりますが、あくまでもデモ機ということで、そのパソコ

ン内だけでの運用というところでございます。2月から本格的に運用するというのは、運用する場所、記憶をする場所はパソコンの中ではなくて、いわゆるこのクラウド上と言われている、ウェブ上にデータを保管していくのが2月からという予定をしております。そして、実際に2月というのは本当に年度末という状況ではございますが、それは様々な導入のアプリケーションがあるんですけれども、例えば、通信票もこれに入っていくんですけども、通信票は各学校で決めておりますので、この各学校ごとにカスタマイズしていかなければならないということとか、あるいはこの名簿を作成するときに各学校で行っている名簿のスタイルというのがあったり、それから、学校経営として必要な欄をつくっていくときにもやはりカスタマイズが必要ということで、幾つかの項目で各学校ごとというのが必要で、それについては業者さんを含めて、そこの学校さんの全ての要綱を直していくかなくてはならないということもあって、それで時間が現在もかかっているということ。

それから、もう一つは研修ということで、どのように使っていくかというところの研修の研修内容をただいま検討していて、12月から研修が入ります。3種類用意をしておりまして、管理者用の研修、それから一般教職員用、そして用務の先生用という3種類の研修を今企画をしていまして、この2月からの本格運用に向けて取り組んでいるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 私議員になってから、もう7年目になりました。その間いろいろ教育長ともやり取りさせていただいた中で、学校の働き方改革、世の中で働き方改革がささやかれたのは本当に5年、6年前になるんだと思います。当時を振り返れば、それこそ集金の業務の在り方あたりから手をつけていって、質疑を交わさせていただいた記憶あるんですけども、最近になれば、アプリ等を使った登校管理とかも記憶に新しいところだなと思っています。これ業務の効率化がどんどん進められてきている中で、残業時間も減ったという先ほど答弁いただきました。その残業時間が減ったけれども、場合によってはその3か月、45時間以上が3か月以上続いている人が増えているというお話がありましたけれども、ここのその原因というのはどういったところにあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 令和4年と令和5年度のところで、令和5年度は3か月連続で増えているんですけども、これは学校もそうですし、こちらのほうも声掛けをしておりますけれども、抜本的な改革になっていないというか、そもそも業務についての見直しというのをし

ないで、ただ単に早く帰りましょう、早く帰りましょうというような呼びかけだけで、80時間やっていた人数は減ったけれども、やっぱり連続で45時間を超える職員が増えたというところでございます。

それで、今年度については、それは昨年度、一昨年度からもそうですけれども、業務改革をする上では組織で見直しをかけなければならないということで、安全衛生委員会というのを設置しているんですが、これはそれぞれの業種によっては50人以上のところは設置しなければならないという決まりなんですが、学校は50人にも達していないんですが、全ての学校にこの安全衛生委員会の設置をお願いして、そこで養護の先生を中心に先生方が働き過ぎないか、何か業務に偏りがないかということを、話し合いを通じて業務をしっかりと見直していく。そして、誰にどんな業務が偏りがあるかということをしっかりと捉えた上で、改善を図っていったというところでございます。

ですので、今年度については80時間、今6か月たったという意味ですけれども、80時間を超える先生は今のところ3名でございます。また、45時間を3時間の先生は延べ60人ということで、ようやく成果が見えてきたのかなというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ちょっと抜本的なというお話をあったのでちょっとショックを受けているんですけども、その分、今回一般質問させていただいてよかったですかなとちょっと複雑な心境でいますけれども、残業時間の話は分かりました。

今、取り組んでいるというその内容と経緯ということだったので、その辺は理解しますけれども、単純にその残業時間とかではなくて、先生方がその子供たちと向き合える時間というのは、この4年半以上経過している中で増えているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 増えていると思いたいという表現になってしまふんですけども、子供と向き合う時間については調査はしていないというところがございます。それでも、子供と向き合う時間が増えているかというふうな手応えがあるかというと、やはりどうしても仕事が残っていると、子供と向き合う時間というのは減らされていくところがあるんですが、先生方も遅くまで学校に残る理由がないというところがありますので、休み時間であったり、放課後も含めてですけれども、子供としっかり向き合う時間が取れて、そして、時間になつたら帰宅できるという環境になってきているのではないのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 数字に表せるものではないので答弁も難しいかと思うんですが、校長会とかで意見を交わしている際に、そういったことの確認とかも取れているんじゃないかなと思ってお伺いしました。

それで、働き方改革といったときに、職場環境の中に例外なくやっぱり人手不足とかというところの要因もあるかと思います。昨今、教員採用試験のお話とかもウェブ上やそのニュースとかで取り上げられていたり、何ですか、試験には受かったんだけれども、辞退する人がそのうちの半分以上いましたなんていう自治体のお話とかも世の中あるわけですから、そこでお伺いしたいんですけども、あくまでも国の動向の話ですが、確か8月末あたりに文科省が改革案をまとめて、教員を大幅に増員しますみたいなことをちょっと伺ったんです。なので、こういった動きというのは当町にもいざれは該当するというか、影響を及ぼしてくれのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教職員の採用については県のほうが行っておりますので、この町としてというところはありませんけれども、県のほうの取組につきましては、先ほどおっしゃったとおりに、文科のほうからも通知等が出されて、今現在行っているというのは、いわゆる採用試験が前までは7月の末くらいだったんですが、それをもっと早く採用試験をすることによって人材確保をしましょうということで、これは昨年度、今年度と来年度も続く形で、7月の中旬ぐらいに試験が行われますし、また、大学3年生の春というか、冬休みの段階というか、そのときでも採用試験を行うという特別大学3年生採用枠とか、そういう形をもつて県のほうでは行っております。

それから、言い忘れましたけれども、採用枠として、どうしてもこの沿岸部とか、あるいは県からすると県北の地であります気仙沼教育事務所管内においてになる新任の先生というのは、どうしても仙台市とか仙南の先生が多いですので、採用されて3年たつと地元に帰っていくことが多いですので、気仙沼枠ということで、10年程度は気仙沼管内にいるという約束の枠も新しく設けたりして、確保をしております。

さらには、今月の広報南さんりくにも載せましたけれども、ペーパーティーチャー、先生の資格を持って、免許を持っているんだけれども、今、家庭にいらっしゃる免許取得者の方々にも、どうぞ講師になってくださいませんかというような呼びかけなどを、教職員の確保をしているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 分かりました。

その人事の採用に関しては町でどうこうというお話ではないので、質問は以上にしますけれども、これまでのお話、いろいろ何度もやり取りしている中でね、その環境整備という部分でのお話が多かったと個人的に思っていて、今回改めて意識改革というところに重点を置いてお話ししたいなと思っていました。それで、答弁伺っている限りだと、どうもまだ意識改革自体は釀成されていないんじゃないかなと。まず、そこからしっかりとやっていく体制を構築していく必要があるのでないかなって、ちょっと教育長の答弁聞いて改めて思ったんですけども、何ていうんですかね、校長会、校長会って教育長、小学校と中学校の校長先生全部が集まっているんですよね。そういう校長会の中で、その改革への意識というところはどのようにお話しされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） どうしても話し合いの場合には私のほうから指示をして、それに対して質問とか、御意見とかを頂戴する形を取っておりますが、この勤務時間に関して言わせていただきますと、1か月単位で時間外の在校時間を記録してやっているんですが、教育委員会には1か月ごとに提出をしてくださいと。ただ、校内では半月ごとにチェックをしてくださいということで、どの先生がどれくらい時間外を行っているかというのを15日のうちに確認をして、この調子でいくと80時間超えそうだぞとか、この調子だと45時間超えるぞというような先生をしっかりと校長、教頭が把握をして、その先生に対しての御指導、あるいはその先生の負担を減らすようにしていただきたいというような指示をしているところでございます。

全て意識改革って非常に難しいところがあって、一人一人まで、各学校の一人一人まで届くまでには、やはりまだまだのところがあるのかなと思っておりますので、校長会を通じながら、よりよい取組を考えていきながら、意識改革をしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 常々いろいろやり取りしている中で、学校の管理運営に関しては校長先生のその権限と、それからその権限を超えない範囲でね、やっているんだと思います。校長会でお話ししてというのは、当然、教育委員会がどのように提示、その意識改革というか、働き方改革に向き合うべきかというのも、ある程度の示すべき方向性というのはあるんだと思うんです。それをもって、各校長がその校長先生なりの判断で、学校の中で先生方に意識を伝えて取り組んでいこうという形が出来上がらないと、働き方改革って進まないんじゃな

いかなと思うんですが、教育長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 働き方改革は、働く改革ではないということを常々言って、校長先生方もそうだということで、働くないようにしようということではなくて、効率よく仕事を進めていきましょう。あるいは、教職員がその役割を担うべきかどうかというところも踏み込みながら、先生方の仕事としてはこれとか、あるいは、こういう立場の主任さんはこういうことですよとかという仕事を割り振りしたりして、いわゆる働き方改革は効率よく仕事をしていきましょうということで取り組んでいるつもりでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 改革ね、働き方改革の目的って、そうです。教育長がおっしゃるとおり、働くかないための動きではないんですよ。これはホームページとか、いろいろ見れば出てきますけれども、そもそもこの働き方を改革することで、教師自体が学ぶ時間が確保できたり、それから御自身の授業を研さんできる、イコールそれが結果的に子供たちによい教育を与えるというふうに明記されていましたのであるので、その辺は理解できます。

ただ、教育委員会、学校が取り組むことと、教育委員会が取り組むべきことというのはやっぱり使い分けていかないといけないし、私もそこを間違えないで質問していかなければいけないんじゃないかなと思っているんです。

それでお伺いしたいのは、ただ促進しますよ、推進しますよ、よろしくお願ひしますねという話ではないので、その支援体制の構築というのも一つの教育委員会の仕事なのではないかなど。例えて言うのであれば、スクールサポートスタッフですかね。任用職員で、学校生活支援員というのを実際配置しているじゃないですか。各校全校にいるのかな。必要に応じて人数とかも違うと思うんですけども、この学校生活支援員を配置することで、どのような効果があるって、どのように変わってきたているのか。その学校環境の部分、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 南三陸町では教員補助員という名称で、それぞれのクラスでさらに配慮が必要なお子さんのそばに寄り添ってというようなことを主な業務として行っている会計年度職員ですけれども、その教員補助員さんにつきましても、令和3年度は20名でしたけれども、年々少しづつ人数を増やしていただきまして、今年度は24人が教員補助員さんということで入っていただいております。まだ若干欠員はあるんですけども、一応24人というこ

とでございます。こういった教員補助員さんがいると、授業として教室でやっていったときに、ちょっと手詰まり感があるお子さんとか、ちょっとこう気持ちが違うほうに向いているお子さんがいたときに、一つ一つ担任の先生が寄り添うのではなくて、教員補助員さんが今こうだよというふうなことで声をかけていただいておりますので、非常に教室内が、授業がスムーズにできるというか、落ち着いて授業が展開されているということで、大変ありがたい存在だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） そうですね。授業参観とか、学校行く機会でそういう空気感、私も感じております。すごい、ぶっちゃけ本当に助かっているんだと思います。円滑に全てが進んでいるんですね、限られた休憩時間とか、下校に至るまでのばたばた感も、先生方のその補助をしてくれる方々の力添えがあって、多分進んでいるんだなというふうに思ったこともあります。

一方で、教員業務支援員という、そのスクールサポートスタッフの中でもちょっと名目が違う、要は先生方のその事務作業のお手伝いだったりとかというのをされる支援員という形もあると思うんですけども、こちらに関してはどういった効果があるんでしょうか。当町では採用しているんでしょうか、そもそも。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、私の方からお答えさせていただきます。

議員お話のスクールサポートスタッフについては、県教委のほうでも、各校に配置していただきたいということで通達が流れているところでございまして、当町では来年度、令和7年度から各校に1名ずつ、会計年度任用職員としてのスクールサポートスタッフを導入したいということで調整を進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 来年度からですね、分かりました。

これ実際この教員業務支援員配置されている学校の先生、ちょっとたまたま知り合いいるんですけども、めちゃめちゃ助かるらしいです。検討もしていなくてというお話であれば、ぜひとも予算確保して、やるべき意味のあることだって言おうかと思っていたんですけども、来年度から行うようですね、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、あと答弁の中でちょっと話変わりますけれども、改革の例として2点ほどお伺いしたいことがあります。

部活動の地域移行の話、かねてからありましたけれども、答弁の中で任意加入制という方向で検討していますよというお話をありましたと記憶しております。この任意加入制という形を取るのはいいと思っていますけれども、地域移行の形という体制ができ、体制整備を行ってからやるのか、それとも、その体制整備には多分恐らくすごく時間がかかるんだと思うんですけども、それ以前にもう既に任意加入制というのだけは、もう中学校とかに該当させてスタートさせるんですよという方向なのか。ぶっちゃけ、やるんであればいつからやるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） その部分につきましても、正式に準備委員会等の話し合いの中で議題としていきたいと思っております。いずれこの任意加入制については実施をしたいと思っておりますが、あとはそれをどのタイミング、どの環境が整備されたらというところの判断のところというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 慎重に進めていただいているんですけども、これ私の一意見というか、情報というかあれですけれども、時代の変化って、もう1年、2年と言えないんですよね。生徒さんとか、親御さんの感覚がね、年々変わってきてているんですよ、部活とかに対しての感覚も。そうなので、準備委員会のほうでしっかりとその声とともにね、集約していただいて、検討していただきたいと思います。何か子供たちの意志でね、新しい活動したいんですよという、その親御さんから私相談受けたりする部分もあるんですけども、そういう現状があるので、耳に入れていていただきたいなと思います。

それから、もう1点、当町の学校は3学期制ですけれども、2学期制というんですかね、そういう導入というのは検討したことあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 検討というか、ちょうどこの3学期制、2学期制というのはちょうどコロナのあたりに、そもそも4月からスタートなのか、9月からスタートなのかというところを含めて、様々この学校についての意見が飛び交った時期がございますけれども、この3学期制にするか、2学期制にするかについては、私は3学期制がこの今の状況だといいのかなと思っております。夏休みがあり、冬休みがありという、長期休業の前に一つの区切りということで、学期の区切りをつけていくというシステムがいいのかなと思っております。2学期制にも、3学期制にも、それぞれプラスの面、マイナス面がありますけれども、今のと

ころは3学期制で進んでいきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） どうしてもね、学校における働き方改革をいろいろ検討している中で、2学期制という話出てきたりするものですから、メリット、デメリット、今教育長おっしゃいましたけれども、実際あるんですよね。これ2学期制、3学期制だからそうなのか、それとも、2学期制、3学期制関係なく、例えば、通信簿のね、何ていうんですか、成績処理というんですか、学習評価というんですか、ちょっと分類違うと思うんですけども、教育用語だと。そこを要は3回あるやつを2回に減らせると、先生方の業務量が物すごく減るというようなお話結構伺うんですけども、その辺に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 実際、3回が2回になると本当に減ると思っておりますが、私自身はそもそも学校の教員というのは子供を教えて、その子供の成長を保護者の皆さんに、学校ではこういうふうに成績を判断しましたよと、成長を判断しましたよということをお示しするのが、指導と評価のこの2つが教員の役割でございますので、やはり長期休業の前にこの1つの大きなこの学期の中で通信票を出したり、あるいは家庭訪問であったり、学年懇談、個人面談などをすると上では、3学期制というのは適しているのかなと私自身は思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 教育長のお考えなので、そこをとやかく言うつもりはありません。何ていうのかな、先生方のその働き方改革という、学校内のね、働き方改革だけで物事、偏った考え方はできないんだと思うんです。本来きちんと先生としての仕事という意味合いのある教育長のお考えだと思いますのであれですけれども、全国の学校における働き方改革の事例集というのあるんですね。こういうのをやっぱり参考にして、今現在行われているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 事例集があったり、あるいは文部科学省のほうから、教員がしなければならない仕事とか、教員がしなくてもいい仕事とか、教員がしない仕事とかという割り振りは国の方からも示されておりますので、そういったところも参考にしながら、働き方改革等を進めているつもりでございます。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ちょっと最後にお伺いします。この事例集、私も一応全部目を通しまし

た。269ページありました。結構な、いろんな事細かいんですけども、分野もちゃんと分けてあって、これはこういうふうに取り組んだ。例えば、2学期制導入して、通信票の評価が2回あったのが1回に減ったけれども、保護者の対応はどうしたんですかみたいなのとかもありました。ただそれって、でも何ていうんですか、改革の目的をきちんと明確に伝えて行動していくと、親御さんたちの理解もきちんと得られますよというような内容も結構あったと思うんです。およそ270ページに及んで、いっぱいこう掲載されていましたけれども、重複することはあったにしても、これを見る限りやれることっていっぱいあるんだなと私づくづく思いました。できることを直ちに1個ずつ、多分解決していけるんだと思います。

なので、意識改革というところで、ちょっと先ほどのやりとりの中でどうも弱いなと、私はそういう印象を受けました。自分たちのその職場環境を当然その目的を失わない形でね、確保するというのはすごく大切なことだと思っています。何の業種でも、私も過去に勤め人だったときがありますけれども、積極的に自分たちでやってきた、この経験もあります。そういうふうに向かっていくものなんだと私は勝手に思っているから、こうやってこういうお話を聞くんですけども、ただ、やっぱり教育委員会として責任をきちんと担っていただきたいなと、もっともっともっと、きちんとその意識改革をまず進めていただきたいなというふうに思います。結果的に子供たちのためにつながるわけですから、責任を持って取り組んでいただきたいと思うんですけども、最後に教育長の所感をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 教育委員会の取組について、ほかの周りのほうにもうまく伝わってないというようなところについては、私自身の考え方が全てに伝わっていないということの表れだとは思っておりますが、今年度も教育課程の研修会というか、会議を開いて、校長先生方とも協議をして、抜本的に授業のこま数をどうしようかとか、夏休みの日をどのようにとか、プール開放をどうするかとかというような話し合いなども行いました。

また、先ほどの事例集などの事例の中にもあるんですけども、そもそも学校の電話をもう4時40分とか、8時10分からというか、いわゆる勤務時間内は通じるけれども、勤務時間外は切れるというか、よく時間外ですよというアナウンスが出たりする業種もあるんですけども、そういう形で時間外の電話を切るということで、働き方改革を行っているという自治体さんもありますけれども、様々ないい好事例ということで出されておりますが、それが全て南三陸町に当てはまるのかどうかというところについては、なかなか厳しいんじゃないかなということで、そこまで踏み込んでいませんので、そういった様々な事例から、この町に

ふさわしい働き方改革になるように、今後もしっかりとみんなと一緒に検討していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 専門的な話で、何かすみません。ありがとうございました。

続いて、2件目の質問をさせていただきます。

観光業における漁業との連携についてということで、町長にお伺いします。

町民の生活に直結する一次産業の現状は、高齢化や後継者不足に加え、物価の高騰や気候変動など、依然として厳しい状況である。著しい環境側面の中、持続可能な地域産業を営んでいく手段として、今や観光業との連携は不可欠なものであり、当町においても良好な関係を構築しているものと解しています。

しかしながら、令和4年に発生した知床遊覧船事故を踏まえ、本年10月から、安全設備に係る法律が変更されました。漁業体験やその学習、そのほかに様々な調査などで漁業者の協力は不可欠である中、これまでの体制を維持し、継続していくのかどうかお伺いします。

協力関係にある個人や団体等の現状と課題。それから、法令改正を受けての町の対応。2点をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 残り15分だから、通告の2件目を忘れていたかと思いました。

それでは、2件目の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、御質問の1点目になります。協力関係にある個人や団体等の現状と課題についてであります。議員御承知のとおり、本町の漁業体験は単に漁業を知るだけにとどまらず、ASC国際認証やラムサール条約登録湿地、それらをなりわいとする人々の暮らし、伝統、文化に至る学びのきっかけであります。南三陸ならではのプログラムとして、幅広い層から好評をいただいてきたところであります。

また、本町では漁業体験の受け入れ体制は、町が観光協会へ業務委託する教育旅行誘致促進業務の一環として、窓口の一本化を行っております。各地域の漁協の協力を得ながら、戸倉、志津川、歌津それぞれの漁業者等で組織する団体、または個人に受け入れをお願いしているところであります。

今般の法改正については、先ほどお話をありましたように、令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故の反省を踏まえ、海上運送法等の一部が改正されたもので、主には法定無線設備や非常用位置等発信装置、救命いかだ、隔壁の水密化などが義務づけられます。本町におい

ては人の運送をする内航不定期航路事業の登録を行う25名ほどが対象となっておりまして、このうち2名の漁業者については既に設備導入費用に係る国の補助申請をしているところでありますと、申請に係る事務については地元の漁協が支援を行っております。

このような背景を踏まえまして、現場の声といたしましては、設備導入に係る費用負担もさることながら、登載を必要とする設備によっては、そもそも漁業の作業スペースを縮小せざるを得ないということにもなりかねず、既に体験等の受入れは行わない見込みの団体もあるというふうに聞いております。

冒頭述べましたように、本町にとっても大変魅力ある体験プログラムでありますので、今後もニーズに合わせ、継続していきたいという思いはありますが、漁業者の本分はやはり漁業であります。本分が成り立ってこそその付加価値であると認識をしておりますので、引き続き現場の声を十分に把握しながら、必要な対応を検討してまいりたいと思います。

次に、質問の2点目なんですが、法改正を受けての町の対応についてということですが、今回の主な改正内容はさきにお答えしたとおりでありますと、直近の情報では設備の登載を要しない要件として、海水温の条件、または航路が平水区域か、否か示されております。しかし、海水温の場合だと、その基礎データは過去30年間の平均水温とされているため、この点については関係機関に対し、過去30年間の平均水温ではなく、現状に即したデータを採用するように強く要望したいという関係団体の意見も承知をしております。

これらも踏まえた上で、今後の法改正内容の変更を注視しつつ、引き続き不定期航路事業を行う漁業者に対する支援策等も並行して検討してまいりたいと思っております。

なお、釣り客を乗せる漁業船については義務化の方針が今のところ未定ということになっておりますので、不定期航路事業と併せて国の動向に注視をしてまいりたいというふうに思います

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 今回の通告、ちょっとほかの同僚議員とちょっとかぶっているところがあるので、それでも議長の許可を得て通告させていただきましたので、時間に限りもありますが、ちょっとやり取りさせていただきたいんですけども、まず、その1点目ですね。協力関係にある個人や団体のその現状と課題、御答弁いただきました。

その船のその乗船規模とかにもよるんですけども、もともと申請費用ってかかっていたわけじゃないですか、多分。で、今回のその設備を整えることによって、大幅に費用が跳ね上がるというふうに私は勝手に解釈しているんですけども、大体幾らぐらいで、見込みとし

て一つの何か基準があれば、幾らぐらいから幾らぐらいに変更になるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 大体、船の大きさにもよりますが、100万円から200万円ということになります。その設備の問題もそうなんですが、これいかだを積むということになると、相当のスペースも必要になってまいりますので、漁船は漁業をするために漁船を持っているわけですから、そういうたったスペースがなくなるということになると、漁業をなさっている方々にとっては非常に懸念だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 現在はそれに該当する補助事業というのが、町長さつきおっしゃっていましたけれども、その国の補助があって、実際2名の方が今申請中だということなんですけれども、それ以外の方というのはどのような、検討段階なんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実はですね、この2件というのはですね、調査業務を行っている船でございますので、そういう関係でどうしても調査業務を行うためには乗せなきゃないということですので申請をしているということですが、それ以外の動向については、ちょっと担当のほうから答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） では、私のほうからは補助申請の状況ということなんですけれども、実は国のはうで示された補助金の申請は10月末で一旦締切りになっております。ただですね、今、お話しした南三陸町内で該当になる船の制度の適用がこの後、令和7年とか、令和8年に及んでいるために、私たちもこの後、改めて、その補助の募集があるのかどうかというのは、引き続き運輸局のはうに確認をしているところでございます。

この補助の情報なんですけれども、各機関から該当のある船主さん方には直接お知らせは届いているんですね。届いた上で、今回の補助申請期間内に申請を行わなかったという判断をされたという認識でおります。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） ありがとうございます。

今の現状が全てではないんだと思うんですけども、すごく悩ましい話なのかなと。で、人によっては、その制度を正しく解釈できないという場合もあるんでしょうから、その辺のサ

ポートはしっかりとしていただきたいなと。で、もうこういう状況ですから、見込みとしてでも何でも、今現状、何団体、何名の方が登録していて、こういう状況に変わってしまったから、その登録者数が減っていくんだよみたいなものも何となく心配されるんですけれども、どういった形になりそうですかという質問はおかしいかな、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こういう法改正になるというのはですね、過去に明石の花火の事故があって、多くの方々が犠牲になったんですよ。あのときから花火に対しての規制がどんどん厳しくなって、今度は知床でこういう犠牲になられたことで大きくまた法改正になったということです。ですから、プログラムというか、この海の体験プログラムというのは、このうちの観光にとっては大きなものです。したがって、これができないということになると大変痛手になるというふうに私は思っております。

とりわけですね、さっきちょっと言いましたけれども、釣りの遊漁船についてはまだ何も決まっていないんです、まだ、明確に決まっていなくて、ここに何とかうまく入れないかという思いがあるんですが、ただね、不定期航路の関係で私問題だと思っているのは2つあって、1つはね、平水の面積なんですよ、いわゆるなだらかな海面と。ちょっとね、図面あるんですけどもね、あのね、針の穴で刺したぐらいですから、うちの湾で。どこというと、あれですよ、荒島と觀洋さんを結んだ内側だけですからね。あとは平水でない。

それと、さっきもちょっと言いましたけれども、海水温が非常にこれね、30年の平均値ということになると、非常にこれ実態に即していないなと思っているんです。御案内のとおり、昨今のこの高海水温の状況でいいますと、この30年の平均値になると、20度以上はオーケーなんですよね。20度以上になると7月下旬からね、9月しかないんですよ。ところがね、もう実際はもっと幅広いんですよ。ここを何とかできないかということで、いろいろ漁協も含めて、これは今後いろいろ議論をしていかなければいけない部分かなというふうに思っています。

ですから、面積をもう少し、平水の面積を広げてもらう。それから、海水温の30年平均値というのを、これをちょっと見直してもらうとか。そういう我々でできること、その辺をやつていかなければいけないのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 大体のことは答弁でいただいているのであれすけれども、その法改正

を受けての町の対応も伺いました。何ていうんですかね、町長がね、政治家としてまちづくりを進めてきました。商工業出身者ですから、商工業をベースにまちづくりして、で、今や一次産業の方々も何だっけ、俺らもそういうことできるんだったらと言って、せっかくこういい関係性を今、時代に合わせながらやってこられた。何よりもその気持ちがあつて、今、できている形なので、この法律に振り回されるという言い方したらあれですけれども、すごくちょっと悲しい感じがします。なので、これはぶっちゃけお金かかるんだったら、何ぼでも助けてほしいやというのが当事者のお考えの一つにもあると思うんです。なので、町長答弁にもありましたけれども、テーブルの上にもう乗せて、検討いただいているというふうに解釈していますので、本分と理想とのその違いというところの悩ましいところはあります、さらに慎重に事を進めていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 漁業という本来の本分と、それから観光という分野のせめぎ合いというのはね、あるんですよ。ここをどこで落としどころを見つけるかということと、それから、今回こういった法改正でこういう状況になりましたが、実はうちの町でこれ初めてじゃないんですよ。前にも1回あるんですよ。ちょっと今違法というか、今までずっと許されてきたのが、突然になって駄目だと指摘を受けて、随分それもちょっと長期にわたって運航できなくなつたという経緯があって、そういうですね、いろんなもろもろの経緯というのはやっぱりあるんですよ。つまり、どうしてもこういった体験というかな、海に出ていくとなつてくると、やっぱりね、最優先は命なんですよ。これをどうやって守るかというのが法の一番の趣旨ですので、そこをね、どう、どこまで折り合いをつけられるかというのが今後のいろんな交渉というかな、やり方の大事な部分かなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、須藤清孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よつて、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明5日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。
本日は、これをもつて延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時23分 延会

